

# 市町村への国県支出金の概要

平成22年度

山梨県総務部市町村課 編

## 凡 例

1 本データは国又は県等から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金、助成金等(以下国県支出金)について掲載しています。

2 国県支出金については、県の担当部局順、担当課順に掲載しています。

3 資料表中の説明

(1)「主管課」欄は、国県支出金等を所掌している県の担当課等です。

(2)「直接・間接・県単の区分」欄

直 接……国庫支出金のうち県の予算を通さず、国庫支出官名で直接市町村に対し交付されるもの。

間 接……国庫支出金のうち県の予算を通して市町村に交付されるもの及び国庫支出金に更に県の補助負担分を加えて県の予算に計上して市町村に交付されるもの。

県 単……国庫支出金を伴わない県単独のもの及び国庫支出金を伴うものであっても法令で定められた国の補助負担分以上に交付されるもの。

(3)「補助率」欄は、国及び県等の負担割合の合計を記載しており、市町村の負担割合は除いています。

(4)①・②・③・④・⑤・⑥ 表示の説明

①……過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく補助率の嵩上げ等の適用

②……大規模地震対策特別措置法の規定に基づく「地震防災対策強化地域」の補助率の嵩上げ等の適用

③……消防施設強化促進法施行令の規定に基づく「人口急増地域」の補助率の嵩上げ等の適用

④……基幹統計

⑤……山村振興法に基づく指定地区の補助率の嵩上げ等の適用

⑥……平成22年度より、補助金等が新設されたこと等により掲載した項目

(5) (財)・(独)略号の説明

(財)……財団法人

(独)……独立行政法人

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
企画課	県	山梨県土地利用規制等対策費交付金	県単	国土利用計画法の規定に基づく土地利用規制等対策事業を推進するため、市町村において必要な次に掲げる事業 ・規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業 ・土地取引届出及び勧告に関する事業 ・遊休土地の利用促進に関する事業	定額					山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱	
						補助基準等			<p>1 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業</p> <p>ア 土地取引許可申請件数割額 当該事業予算総額×0.6× 当該市町村土地取引許可申請件数/県内土地取引許可申請件数</p> <p>イ 指定面積割額 当該事業予算総額×0.4× 当該市町村指定面積/県内指定面積</p> <p>2 土地取引の届出及び勧告に関する事業</p> <p>ア 通常分</p> <p>(ア) 均等割額 当該事業予算総額×0.15×1/県内市町村数</p> <p>(イ) 土地取引件数割額 当該事業予算総額×0.2× 当該市町村土地取引件数/県内土地取引件数</p> <p>(ウ) 届出件数割額 当該事業予算総額×0.4× 当該市町村土地取引届出件数/県内土地取引届出件数</p> <p>(エ) 人口割額 当該事業予算総額×0.2×当該市町村人口/県内人口</p> <p>(オ) 面積割額 当該事業予算総額×0.05×当該市町村面積/県面積</p> <p>イ 監視区域加算分 当該市町村の監視区域に係る届出×予算で定める定額</p> <p>3 遊休土地の利用促進に関する事業 当該事業予算総額×当該市町村調査件数/県内調査件数</p>		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
情報 政策 課	総務省	携帯電話等エリア整備事業	間接	基地局施設整備事業 (携帯電話等の移動通信サービスが提供されていない地域における基地局施設の整備)	7/10 12/15 (※)	1/2 2/3 (※)	1/5 2/15 (※)	3/10 1/5 (※)	基地局施設(局舎、鉄塔、無線設備等)	無線システム普及支援 事業費等補助金交付 要綱	過疎・辺地、山村、 特定農山村 ※世帯数が100世 帯未満
			直接	伝送路施設整備事業 (携帯電話等の移動通信サービスが提供されていない地域における伝送路施設の整備)	1/2 2/3 (※)	1/2 2/3 (※)			無線通信事業者等が携帯電話の無線システムによるサービスを提供しようとする場合に、無線通信事業者若しくは一般社団法人等が整備する当該システムに必要な有線伝送路の整備費用の一部を補助		
		地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業	直接	デジタル中継局整備支援事業 (条件不利地域において地上デジタル放送中継局の整備を行う)	1/2	1/2		1/2	中継局施設(局舎、鉄塔等)	無線システム普及支援 事業費等補助金交付 要綱	過疎・辺地、山村、 特定農山村
			直接	難視対策用デジタル新局の整備支援 (新たな難視聴地域をデジタル中継局により解消する場合の整備費用に対し支援)	2/3	2/3		1/3			
			直接	後発民放のデジタル新局等の整備支援 (民放アナログ中継局が未整備の地域において、デジタル中継局の新設を支援。また、当該デジタル新局に共同建設する先発民放局の整備をあわせて支援。)	1/2	1/2		1/2			
			直接	有線共聴施設整備支援事業 (山間部等においてテレビ放送を受信するために共聴施設を整備)	1/2 2/3 (共聴 新設) 定額 (※1)	1/2 2/3 (共聴 新設) 定額 (※1)		1/2 (※2) 1/3 (共聴 新設)	受信点整備の移設費、改修費等 (加入1世帯あたり、35,000円以上の負担がある場合が補助対象) (新たな難視聴地域において、共聴施設を新設する場合補助率2/3)		
			直接	無線共聴施設整備支援事業 (山間部等においてテレビ放送を受信するために共聴施設を整備)	1/2 2/3 (共聴 新設) 定額 (※1)	1/2 2/3 (共聴 新設) 定額 (※1)		1/2 (※2) 1/3 (共聴 新設) (※2)	受信アンテナ、デジタルヘッドエンド、有線伝送路、受信装置、ギャップフィルター等の整備費 (新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合補助率2/3)		
			直接	ケーブルテレビ等への移行 (共聴施設のケーブルテレビ等への移行に対して補助)	1/2	1/2		1/2 (※2)	ケーブルテレビまたは有線役務利用放送へ移行する場合の初期費用及び撤去費用		
	(新) 地域ICT利活用広域連携事業	直接	医療、介護、福祉、防災などの公共分野において、複数の地方公共団体等が広域連携し、地域に密着したICT人材を育成・活用しながら、ICTを導入・利活用することにより、地域公共サービスの充実を図る取り組みを委託事業として実施する。	10/10	10/10			対象経費：人材育成・招へい費、システム設計・構築費、機器類整備費 ※ネットワークインフラ等基盤整備は対象外 委託先：地方公共団体、第3セクター、地方公共団体の推薦を受けたNPO法人 委託金額：1事業につき1000万円以上2億円以下	地域ICT利活用広域連携事業実施要領	総務省 委託事業	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
統計調査課	総務省	国勢調査市町村交付金 (基)	間接	国勢調査(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務)	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	国勢調査令 国勢調査施行規則 基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱	平成22年度は本調査の実施
		住宅・土地統計調査市町村交付金 (基)	間接	住宅・土地統計調査(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務)	10/10	10/10			同上	住宅・土地統計調査規則 基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成22年度は該当なし
		就業構造基本調査市町村交付金 (基)	間接	就業構造基本調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	就業構造基本調査規則 基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成22年度は該当なし
		全国消費実態調査市町村交付金 (基)	間接	全国消費実態調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	全国消費実態調査規則 基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成22年度は該当なし
		全国物価統計調査市町村交付金 (基)	間接	全国物価統計調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	全国物価統計調査規則 基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成22年度は該当なし
		経済センサス基礎調査市町村交付金 (基)	間接	経済センサス基礎調査(5年ごとの本調査、前年度の準備事務及び前年度の調査区管理事務)	10/10	10/10			同上	経済センサス基礎調査規則 基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱	平成22年度は調査区管理業務のみ実施
		農林業センサス市町村交付金 (基)	間接	世界農林業センサス(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	農林業センサス規則 農林業センサス委託費取扱要綱	平成22年度は審査・集計業務のみ実施
		工業統計調査市町村交付金 (基)	間接	工業統計調査(毎年)	10/10	10/10			同上	工業統計調査規則 商工業統計調査事務等地方公共団体委託費交付要綱	
		商業統計調査市町村交付金 (基)	間接	商業統計調査(5年ごとの本調査及び本調査を行った年から年目の簡易調査)	10/10	10/10			同上	商業統計調査規則 商工業統計調査事務等地方公共団体委託費交付要綱	周期調査のため平成22年度は該当なし
		学校基本調査市町村交付金 (基)	間接	学校基本調査(毎年)	10/10	10/10			事務費	学校基本調査規則 教育統計調査委託費の取扱いについて	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
リ ニ ア 交 通 課	県	山梨県生活バス路線維持費補助金	県単	広域的・幹線的路線に準じる生活交通路線について、助成措置を講じる市町村に対し補助を行う。	1/2		1/2	1/2	・複数市町村にまたがる路線 ・キロ程10km以上 ・1日の輸送量が15人未満 ・1日の運送回数が3回以上(地域協議会が認めた場合は、平日1日あたりの運送回数が3回以上) ・広域行政圏の中心都市にアクセス ・地域協議会で維持確保が必要とされた路線 ※上記条件全てに該当する路線の補助対象経常費用と経常収益の差額(2年を限度)	山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱		
		山梨県市町村自主運営バス補助金	県単	県民生活に必要なバス路線の運行を確保し、地域住民の福祉を増進するため、廃止路線代替バスを運営する市町村に対し補助を行う。 ・運行費に対する補助 ・車両購入に対する補助 ・初年度開設経費に対する補助 車庫、停留所、待合所など	1/2		1/2	1/2	補助対象路線 ①廃止路線と輸送目的が同じ ②廃止されて1年以内に運行開始したもの ③競合するバス路線がない 補助対象経費の限度額 (運航費) 欠損額又は、83.47円(乗車人員が29人をこえる場合は107.34円)×実車走行キロのいずれか少ない額 (車両購入費) 500万円×0.9又は実購入費×0.9のいずれか少ない額 (初年度開設費) 250万円と実購入費のいずれか少ない額	山梨県市町村自主運営バス補助金交付要綱		
	国 土 交 通 省	(次ページにつづく)	自動車事故対策費補助金(都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業)	直接	自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、バス利用の促進等の都市交通の安全・円滑化に資する事業を実施する市町村等に補助を行う。					・実証実験・実証運行事業費のうち、運行開始から2カ年を経過した実証運行に係るものについては、補助対象としない。 ・実証実験・実証運行事業費のうち実証運行に係る一補助事業の各年度の補助金の額は、1,000万円を限度とする。 ・一補助事業に係る補助金交付額の下限額は、100万円とする。 ・補助対象地域は、原則として、3万人以上の都市及び当該都市に隣接し当該都市と事業を一体的に実施する市町村とする。 ・補助事業の実施については、バス活性化委員会(バス協会が主催。)の承認を経るものとする。 ・補助事業の実施に当たっては、車両の自動車事故防止設備の設置、車両点検・整備体制及び運行管理体制の確立等の自動車事故防止対策があわせて行われるものとする。	自動車事故対策費補助金交付要綱(都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業)	
			オムニバスタウン整備総合対策事業(オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて事業を実施する場合に必要な調査、施設整備等に要する経費)		1/3 (調査を要する事業費については1/2)	1/3 (または1/2)		2/3 (または1/2)				
交通システム対策事業費(パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、ルールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス、共同輸配送システム及びITS等先駆的システムの整備に関する経費)				1/4	1/4		3/4					
個別対策事業費(ターミナル等施設整備、バス走行環境改善システムの整備、超低床ノンステップバス導入、バス利用促進等啓発活動等の施設整備等に要する経費)			1/5 (安全性及び利便性の向上に特に配慮したバスターミナルの整備に係る補助率は1/3)	1/5 (または1/3)		4/5 (または2/3)						

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
リ ニ ア 交 通 課	国  土 交 通 省	(前ページつづき)		調査事業費(パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムについての計画策定のための調査に要する経費)	1/2	1/2		1/2	・オムニバスタウン整備総合対策事業費、交通システム対策事業費及び調査事業費、実証実験・実証運行事業費に係る補助申請であって、補助金の交付を受けようとする者が地方公共団体の場合、補助金の交付を受けて実施しようとする事業は、当該地方公共団体における交通安全計画による交通安全対策の一環として実施されるものとする。		
				実証実験・実証運行事業費(パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムについて、実証実験又は実証運行を行うことにより、当該施策の円滑な推進を図る事業の実施に要する経費)	1/2	1/2		1/2			
		山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金	県単	鉄道を利用する高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進するため、鉄道事業者が駅において行うバリアフリー化設備の整備に要する経費を補助する市町村に対して、補助を行う。	1/2	1/3	1/6	1/6	補助金の額は、市町村が補助する額の2分の1以内で、かつ補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内。 補助金の限度額は、1鉄道駅につき30,000千円。 補助対象事業は、以下の要件を満たす鉄道駅。 ①1日の乗降客が5,000人以上の駅。但し、エレベーター・エスカレーターのパリアフリー化設備については段差が5メートル以上ある駅に限る。 ②1日の乗降客数が5,000人未満の駅については、交付要綱に定める該当駅とし、バリアフリー化設備を整備することが特に必要であると知事が認める駅。但し、エレベーター・エスカレーターのパリアフリー化設備については段差が5メートル以上ある駅に限る。	山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱	※鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備整備にかかる負担割合は、原則として、鉄道事業者、国、自治体で1/3ずつとなる。

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
県民生活・男女参画課	法務省	人権啓発活動地方委託事業	間接	地域人権啓発活動活性化事業 ・人権啓発講演会を開催する。 ・地域の祭りやイベントの際、人権擁護委員のコーナーを設置し、参加者へ啓発資料、啓発物品を配布する。 ・人権週間等の際に、啓発用旗・懸垂幕・横断幕を掲示し、人権啓発を行う。	10/10	10/10				人権啓発活動地方委託要綱 人権啓発活動地方委託事業再委託要綱	
	総務省	交通安全対策特別交付金	直接	交通安全施設の整備及び管理に関する経費のうち政令で定めるもの	定額	定額			交通事故発生件数、人口集中地区人口、改良済道路の延長及び道路法第17条第2項の規定による道路の延長を基礎とする政令で定める交付基準による	交通安全対策特別交付金等に関する政令	



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
税務課	県	個人県民税徴収取扱費交付金	県単	市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償(一般財源への交付金)	10/10		10/10		納税義務者数×3,300円、その他 7月、10月、1月、4月に交付	地方税法第47条、同法施行令第8条の3、同令附則第5条の3、県税条例第28条	
		利子割交付金	県単	県民税利子割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		(利子割収入額－法人への控除還付額±都道府県間の精算額)×59.4% 当該市町村における過去3年の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の26、同法施行令第9条の14・15	
		配当割交付金	県単	県民税配当割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された配当割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の47、同法施行令第9条の18・19	
		株式等譲渡所得割交付金	県単	県民税株式等譲渡所得割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された株式等譲渡所得割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 3月に交付	地方税法第71条の67、同法施行令第9条の22・23	
		地方消費税交付金	県単	地方消費税の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		(地方消費税収入額－徴収取扱費±都道府県間の精算額)×50% 交付額の50%ずつを市町村の国勢調査人口と事業所統計の従業者数で按分した額の合計額 6月、9月、12月、3月に交付	地方税法第72条の115、同法施行令第35条の21	
		ゴルフ場利用税交付金	県単	ゴルフ場所在市町村の関連施設整備等(一般財源への交付金)	10/10		10/10		ゴルフ場所在の市町村に当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の70% 8月、9月、12月、3月に交付	地方税法第103条、同法施行規則第8条の13、県税条例第89条の2	
		特別地方消費税交付金	県単	市町村が行うゴミ処理、道路、消防等の行政サービスの一部に充てる。(一般財源への交付金)	10/10		10/10		旅館、料理店等が所在する市町村に当該旅館、料理店等が県に納入(納付)した特別地方消費税収入額の50%(交付額が10万円以上の場合に交付する。) 3月に交付	平成12年度改正前地方税法第144条の2、平成12年度改正前同法施行規則第9条の3	
		自動車取得税交付金	県単	自動車取得税の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		自動車取得税収入額の66.5% 交付額の50%ずつを市町村道の延長と面積で按分する 8月、12月、3月に交付	地方税法第143条、同法施行令第42条の8・9	
		⑨旧法による自動車取得税交付金	県単	道路整備財源 ○市町村道の新設、改築又は維持管理費用 ○国又は他の地方公共団体の道路事業に対する負担金等 ○道路事業に充てるために起こされた地方債の元利償還金 ○道路と一体をなす駅前広場を道路と併せて整備する場合に負担する費用 ○踏切道の構造改良に要する経費	10/10		10/10		旧法による自動車取得税収入額の66.5% 交付額の50%ずつを市町村道の延長と面積で按分する 8月、12月、3月に交付	平成21年度改正前地方税法第699条の32、平成21年度改正前同法施行令第55条の6・7	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
管財課	県	県有資産所在市町村交付金	県単	県有資産所在市町村交付金	10/10		10/10		交付金算定標準額の1.4/100	国有資産等所在市町村交付金法	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村課	総務省	過疎地域集落等整備事業費補助金	直接	<p>1 過疎地域集落再編整備事業 (集落移転事業・へき地点在住居移転事業) (1)移転円滑化経費 (2)団地造成費 (3)移転先住宅建設等助成費(利子補給) (4)生活関連施設整備 (5)産業基盤施設整備費 (定住促進団地整備事業・季節居住団地整備事業) (1)団地造成費(賃貸に係るもののみ) (2)生活関連施設整備費 (3)産業基盤施設整備費 (定住促進空き家活用事業) (1)空き家改修経費(譲渡を予定しているものを除く)</p> <p>2 地域間交流施設整備事業 地域資源を有効活用し、地域間交流を促進するための施設整備(遊休施設の活用及び既存施設の増改築を含む) Aタイプ 宿泊施設 Bタイプ スポーツレクリエーション施設、健康増進回復施設 Cタイプ 資料展示施設、教育文化施設、地域文化・芸能体験施設 Dタイプ 交流住宅団地のための生活関連施設整備</p> <p>機能拡張にかかる附帯施設・設備 (1)施設 ア :アトリエ、ギャラリー イ :テナント店舗(物販施設、体験工房等) ウ :景観整備施設(景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等) エ :その他必要と認められる施設 (2)設備 ア:情報通信設備(パソコン、タッチパネル等通信端末を含む)</p>	1/2以内	1/2以内		1/2	<p>○過疎地域集落再編整備事業 移転戸数 ・集落移転事業5戸以上 ・へき地点在住居移転事業3戸以上 補助対象限度額 (集落移転事業・へき地点在住居移転事業) ・移転戸数×6,144千円 (定住促進団地) ・団地内戸数×3,877千円 (季節居住団地) ・団地内戸数×4,738千円 (高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合) ・団地内戸数×3,877千円 (定住促進空き家活用事業) ・整備戸数×3,500千円 (過疎地域等自立活性化推進事業) ・15,750千円</p> <p>○地域間交流施設整備事業 補助対象経費限度額 Aタイプ 315,000千円 Bタイプ 157,500千円 Cタイプ 157,500千円 Dタイプ 3,877千円</p> <p>※附帯施設・設備も併せて整備する場合 Aタイプ 378,000千円 Bタイプ 189,000千円 Cタイプ 189,000千円 Dタイプ 4,652千円</p>	過疎地域集落等整備事業費補助金交付要綱	補助対象事業者 過疎市町村(地域間交流施設整備事業費補助金については、構成市町村の1/2以上が過疎市町村である広域市町村圏の一部事務組合等を含む)
		過疎地域自立活性化推進交付金	直接	<p>過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために取り組むソフト事業で、以下に掲げるもの ・産業の振興(スモールビジネス振興) ・生活の安心・安全確保対策 ・集落の維持・活性化対策 ・移住・交流・若者の定住促進対策 ・地域文化伝承対策 ・環境貢献施策の推進</p>	定額	定額			10,000千円	過疎地域自立活性化推進交付金交付要綱	交付対象 過疎市町村(構成市町村の1/2以上が過疎市町村である一部事務組合等を含む)

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	国 土 交 通 省	防災集団移転促進事業費補助金	直接	自然災害が発生した地域又は災害危険区域にある住居の集団的移転補助	3/4	3/4		1/4	移転戸数10戸以上限度額 (甲地域) 17,265千円×戸数	防災集団移転促進事業費補助金交付要綱	
		集落活性化推進事業費補助金	直接	地方の条件不利地域における公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流・定住の促進を図るため、市町村・NPO等が行う地域ストック再編・再生事業の実施に必要な施設整備(既存公共施設を活用するものに限る、設計・付帯設備の整備等を含む。)及び当該施設設備と一体的に行われ、かつ、当該施設設備の前提となる調査等に対し補助する。	1/2 以内	1/2 以内		1/2	・事業主体 対象地域を含む市町村、NPO法人、まちづくり協議会、まちづくりを目的とする団体 ・対象地域 ①豪雪地帯対策特別措置法2条2項により指定された豪雪地帯 ②山村振興法7条1項の規定により指定された振興山村 ③過疎地域自立促進特別措置法2条2項により公示された地域 ・事業実施期間 3力年以内 ・経費区分 ①施設整備費 ②事務費	集落活性化推進事業実施要領	
	電源立地地域対策交付金 (旧電源立地促進対策交付金)	直接	新規発電用施設周辺地域の住民の福祉の向上を図るため必要があると認められる公共用施設の整備	定額	定額				交付期間:発電用施設の設置工事が開始される年度から、運転開始して5年後までの間 対象発電施設の属する市町村数 1 5,000KW以上の発電所: 55,000千円 5,000KW未満の発電所: 40,000千円 2~3 5,000KW以上の発電所: 40,000千円 5,000KW未満の発電所: 25,000千円 4以上 5,000KW以上の発電所: 11,000千円 5,000KW未満の発電所: 80,000千円	発電用施設周辺地域整備法第7条 発電用施設周辺地域整備法施行令 電源立地地域対策交付金交付規則	
省		電源立地地域対策交付金 (旧水力発電施設周辺地域交付金)	間接	水力発電施設が設置されている市町村の区域内において執行される公共用施設の整備、地域活性化措置等の事業	定額	定額			交付限度額 4,500~50,000千円	電源立地地域対策交付金交付規則 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項 電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第1項第16号及び第32号	対象団体 14市町村

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村課	経済産業省	電源地域産業育成支援補助金	直接	電源地域(出力百万KW以上の発電用施設の所在市町村)の産業育成支援事業 市町村事業A (1)産業育成ビジョン作成及び地域開発専門家招聘事業 (2)人材養成事業 (3)産業育成融資事業 (4)マーケティング事業 (5)技術導入事業 (6)地域活性化イベント支援事業 市町村事業B (1)専門家招聘事業	3/4以内	3/4以内		1/4	交付限度額 市町村事業A (1) 8,250千円 (2) 4,500千円 (3) 15,000千円 (4) 10,500千円 (5) 18,000千円 (6) 14,250千円 市町村事業B (1) 3,000千円	電源地域産業育成支援補助金交付要綱 電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第1項24号ロ及びハ	交付対象は、電源立地地域対策交付金が交付されない市町村
	総務省	市町村合併推進体制整備費補助金	直接	市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)に基づく合併市町村が、市町村建設計画に基づき実施する事業(合併に伴ってその必要性が生じた事業)の財政支援 ・合併市町村補助金 ※対象団体 平成17年3月31日までに合併申請し、平成18年3月31日までに合併した市町村	定額	定額			交付期間 ○各合併市町村の市町村建設計画の期間内	市町村合併推進体制整備費補助金交付要綱	
	表内	合併関係市町村人口		補助金交付上限額(合計)							
		～ 5,000(人)	60,000千円								
		5,001～10,000(人)	90,000千円								
		10,001～50,000(人)	150,000千円								
		50,001～100,000(人)	210,000千円								
		100,001～(人)	300,000千円								
県		市町村合併支援特別交付金	県単	市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)に基づく合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するために必要な財政支援 ※対象団体 合併推進構想に位置づけられた市町村の組合せによる合併市町村	定額		定額		交付限度額 1億円 ただし、合併市町村の数が2を超える場合は1億円にその超える数が1増すごとに1億円を加えた額を上限とする。	山梨県市町村合併支援	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考				
						国	県	市町村							
消 防 防 災 課	防衛庁	自衛官募集事務地方公共団体委託費	直接	自衛官募集事務	10/10	10/10			○均等割 ○入隊者割 ○重点市町村については特別交付割増し	自衛隊法第97条第3項					
	消	緊急消防援助隊設備整備費補助金	直接	緊急消防援助隊関係設備 ・災害対応特殊消防ポンプ自動車 ・災害対応特殊救急自動車 ・救助工作車Ⅱ型、Ⅲ型 ・テロ対策用特殊救助資機材 ・支援車 等	1/2	1/2		1/2	当該年度の補助基準単価による	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱					
	防	強) 消防防災施設整備費補助金	直接	消防防災施設の整備事業 ・耐震性貯水槽	3/4	(直接) 1/2	(県単) 1/4	1/4	地震防災対策特別措置法等に基づく補助特例の適用	消防防災施設整備費補助金交付要綱					
	1/2														
	1/2														
	1/2														
	防	(林野分) ・防火水槽	1/3	1/3	1/6	1/2	2/3	当該年度の補助基準単価による							
	1/3														
	防	緊急消防援助隊活動費負担金	直接	消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動	10/10 (国)				交付対象経費の全部	緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱					
	災											山梨県消防防災施設等整備費補助金	県単	地震防災対策の一層の推進を図るとともに地震防災対策強化地域の未指定村(2)に対する補助率の格差是正のための補助制度	
課	・耐震性貯水槽	3/4	(直接) 1/2	(県単) 1/4	1/4										
	・備蓄倉庫	3/5	1/2	1/10	2/5										
	・防火水槽(林野分のみ)	1/2	1/3	1/6	1/2										







主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
長 寿 社 会 課	厚 生 労 働 省	財政安定化基金貸付金・交付金	間接	市町村の介護保険財政の財源不足に対する資金の貸付・交付	定額	定額	定額	定額	保険料未納や給付費の見込み誤りによる財源不足	介護保険法第147条	
		高齢者社会活動推進等事業費補助金	間接	高齢者地域福祉推進事業 ・老人クラブ助成事業 ・市町村老人クラブ連合会活動促進事業 ・健康づくり事業	2/3	1/3	1/3	1/3	厚生労働大臣及び知事が必要と認められた額	県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱	
		社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度対策費補助金	間接	低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合の当該社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成 ・対象となる法人 軽減実施の申出を行った社会福祉法人等 ・対象となるサービス 特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス等 ・対象者は市町村民税世帯非課税で特に生計が困難な者	3/4	1/2	1/4	1/4	軽減実施の申出を行った社会福祉法人等 対象サービス ・特別養護老人ホーム ・デイサービス ・ショートステイサービス ・ホームヘルプサービス等  厚生労働大臣及び知事が必要と認められた額	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	
		障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業費補助金	間接	・低所得者であって、障害者施策による訪問介護等を利用していたものについての、訪問介護等に係る利用者負担の軽減	3/4	1/2	1/4	1/4	厚生労働大臣及び知事が必要と認められた額	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考		
						国	県	市町村					
国 厚 保 生 援 労 護 働 省 課		国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	直接	特定検診・特定保健指導に要する経費	2/3	1/3	1/3	1/3	一人当たり助成補助額×人数	国民健康保険法第72条の5			
		中国残留邦人等地域生活支援事業実施に伴うセーフティネット支援対策等事業費補助金	直接	地域生活支援事業実施に要する費用 ①地域研修会 ②支援リーダー配置 ③交流事業	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱			
		遺族及留守家族等援護事務委託費(支援・相談員配置経費)	直接	特定中国残留邦人等の支援給付実施機関に配置する支援・相談員雇上経費	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	支援・相談員の配置等に関する実施要領			
		調整交付金 1 普通調整交付金	直接	保険者間の財政力の不均衡等を調整するためのもの	省令による算定額	省令による算定額			○厚生労働省令の定めるところにより、市町村の被保険者に係る所得を基準として算定する額(調整対象収入額)が療養の給付及び療養額の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額の合計額を基準として算定する額(調整対象需要額)に満たない市町村に対し交付する。  ○特別の事情がある場合に、それらの事情を考慮して市町村に交付する。  ○市町村が行う国民健康保険の診療所及び病院等の建物並びに医療機械等の設置又は整備	国民健康保険法第72条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令 国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱			
		2 特別調整交付金	直接	前記以外に災害その他特別な事情がある場合に財政面の不均衡等を調整するためのもの									
		3 直営診療施設整備分	直接	地理的条件等によって診療施設の運営が困難であると思われる保険者等が行う施設の整備事業に要する費用									
		療養給付費等負担金	直接	国民健康保険事業で行う療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用	34/100	34/100			66/100	療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額に給付率を乗じて得た額	国民健康保険法第70条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令		
		国民健康保険保険基盤安定負担金	直接	低所得者の加入割合が高い国民健康保険の保険料(税)負担の緩和を図る事業	3/4				3/4	1/4	一般会計から国保会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	国民健康保険法第72条の3第2項 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	
		国民健康保険保険者支援制度負担金	直接	保険料(税)軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険料の一定割合を公費で補てん	3/4	1/2			1/4	1/4	一般会計から国保会計へ繰入れる政令により算定した額	国民健康保険法附則第24条第2項、第3項 国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	
		国民健康保険高額医療費共同事業負担金	直接	高額な医療給付の発生による保険者の財政運営への影響を緩和するための再保険制度	1/2	1/4			1/4	1/2	市町村が拠出する高額医療費共同事業拠出金の額	国民健康保険法附則第26条第4項	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国 保 援 護 課	県	後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金	県単	低所得者等の保険料負担軽減のため、公費補てんに要する経費	3/4		3/4	1/4	一般会計から後期高齢者特別会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	高齢者の医療の確保に関する法律第99条 山梨県後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金交付要綱	
		老人医療費支給事業補助金	県単	68・69歳の市町村民税世帯非課税者の保険診療に係る自己負担額に対する助成	1/2		1/2	1/2	保険診療に伴い老人が負担すべき自己負担額から高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を公費で負担する。	山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱	
		県単老人医療費支給事務費補助金	県単	県単老人医療制度の実施に要する事務費	1/2		1/2	1/2	○審査支払手数料 ○県単老人医療費支給事業に係る需用費等の事務費	山梨県県単老人医療費支給事務費補助金交付要綱	
		国民健康保険老人医療対策事業費補助金	県単	県単老人医療制度の実施に伴い、波及的に増加する国民健康保険の財政負担の軽減	3/5		3/5	2/5	国保保険者が負担する療養の給付及び療養費の支給に要する費用のうち、県単老人医療費支給事業実施に伴う費用負担増について公費補助	山梨県国民健康保険老人医療対策事業費補助金交付要綱	
		国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金	県単	国民健康保険直営診療所補助分 へき地等の国保診療所のうち医師確保困難、診療圏人口僅少等構造的な採算施設の健全な運営を確保するため運営費について特別調整交付金交付対象施設に対し、県単で補助	過疎 準過疎 1/3		1/3	2/3	国保調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条による特別調整交付金の交付対象となった診療施設の運営に要する経費で同算定省令の計算の例により算出した額	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱	
					その他 1/4		1/4	3/4			
				医師派遣事業補助金 へき地医療の確保のため市町村が行う「医師派遣事業」に対する助成	1/3		1/3	2/3	無医地区又は無医地区に準ずる地区へ医師を継続的に派遣する事業	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱	
県国民健康保険調整交付金 1 県普通調整交付金	県単	保険給付等に要する費用の一定割合を交付し保険財政の安定化を図る。	要綱 による 算定額		要綱 による 算定額		○療養の給付に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する額の合算額を基準に交付する。	国民健康保険法第72条の2 山梨県国民健康保険調整交付金条例			
2 県特別調整交付金		各保険者の医療費適正化及び収納率向上のための取組みを促進、評価するとともに保険者の責によらない特別な事情について調整				○医療費適正化及び収納率向上のための取組みその他特別な事情を考慮して交付する。	山梨県国民健康保険調整交付金交付要綱				

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童 家庭 労働 課	厚 生 省	生活保護費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費及び施設事務費	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費及び施設事務費	生活保護法第73条第1項第1号及び第2号	
				市が支弁する被保護者の生活保護費及び施設事務費	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費及び施設事務費	生活保護法第75条第1項第1号	
		セーフティネット支援対策等事業費補助金	直接	自立支援プログラム策定実施推進事業 実施体制整備事業 自立支援サービス整備事業 生活保護適正化事業	10/10	10/10			市が行う体制整備強化、医療扶助適正化、事務処理情報化推進に要する経費	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	
					1/2	1/2		1/2			
					10/10	10/10					
		児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金	直接	市が行う婦人相談員活動強化対策事業	5/10	5/10		5/10	市が行う婦人相談員手当・活動費	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
		母子家庭等対策総合支援事業費補助金	直接	母子家庭等自立支援給付金事業	3/4	3/4	1/4 町村分	1/4 市分	・自立支援教育訓練給付金受講料の20% (上限10万円、下限4千円) ・高等技能訓練促進費等 平成19年度以前入学者 月額141千円 平成20年度以降入学者 市町村民税非課税世帯 月額141千円 入学支援終了一時金 50千円 市町村民税課税世帯 月額70,500円 入学支援終了一時金 25千円	母子及び寡婦福祉法第31条、第42条、第45条 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
			直接	母子自立支援プログラム策定等事業	10/10	10/10			・母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	市のみ対象
		児童保護措置費・保育所運営費負担金	直接	児童福祉法による児童入所施設措置費等負担金 児童福祉法による私立保育所運営費負担金	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が私立保育所、助産施設、母子生活支援施設に児童等を入所させるのに要する経費を負担	児童福祉法第53条、第55条	
		児童手当交付金県負担金	直接	児童手当事業  被用者 (0～3歳未満)  非被用者 (0～3歳未満)  3歳～小学校修了前(第1子、第2子) 3歳～小学校修了前(第3子以降)	12/13	11/13	1/13	1/13	児童手当に要する経費 小学校修了前の対象児童 1人当たり月額 第1子及び第2子 3歳未満 10,000円 3歳以上 5,000円 第3子以降 10,000円	児童手当法第18条第1項、第2項	
29/39	19/39				10/39	10/39					
34/39	29/39				5/39	5/39					
29/39	19/39				10/39	10/39					

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
児童 家庭 課	厚 生 労 働 省	(国)次世代育成支援対策施設整備 交付金(ハード交付金)	直接	保育所整備事業(法人立のみ) 子育て支援のための拠点・施設	定額 (事業費 の1/2 を上限 とする。)	定額			事業内容に対する交付基礎点数 に基づき交付額を算出	次世代育成支援対策 施設整備交付金交付 要綱	H21,22は安心こども 基金で対応	
		児童厚生施設等整備費補助金	間接	児童厚生施設等整備事業 児童館・児童センター・放課後児童クラブ室の施設整備 (創設・改築・拡張・大規模修繕) ※ただし、創設・改築について、小型児童館及び児童 センター(大型児童センターを除く)については、年長 児童用整備を伴う整備をすること	2/3	1/3	1/3	1/3	1か所当たり基準額(施設) ・児童館 クラブ室未設置 32,298,000円 クラブ室設置 39,147,000円 ・児童センター クラブ室未設置 48,656,000円 クラブ室設置 55,505,000円 ・大型児童センター クラブ室未設置 64,914,000円 クラブ室設置 71,763,000円 1か所当たり基準額(児童館、児童 センター初年度設備加算) 2,563,000円 放課後児童クラブ室 21,504,000円	山梨県児童厚生施設 等整備費補助金交付 要綱		
		次世代育成支援対策交付金(ソフト 交付金)	直接	市町村行動計画に基づき行う事業に対する助成 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・地域子育て支援拠点事業 等	定額 (事業費 の1/2 を限度 とする)	定額				事業計画を総合的に評価(ポイント 設定)し、その事業に必要な経 費に対して交付	次世代育成支援対策 交付金交付要綱	
		保育対策等促進事業費補助金 ・延長保育促進事業  ・特定保育事業  ・病児・病後児保育事業	間接	開所時間(11時間)を超えて延長保育を実施する民間保 育所への助成  保護者の就労形態の多様化により、一定程度継続的に児 童を受け入れる保育所に対する助成  病児・病後児を一時預かる病院や保育所等に対する助成	2/3  2/3  2/3	1/3  1/3  1/3	1/3  1/3  1/3	1/3  1/3  1/3	・延長保育促進事業 1か所当たり年額 基本分4,600,000円 加算分300,000円 ～5,400,000円 (延長時間に応じて支給) ・特定保育事業 1か所当たり年額 270,000～5,130,000円 (年間延利用児童数に 応じて支給) ・病児・病後児保育事業 1か所当たり年額 2,400,000～24,150,000円	山梨県保育対策等促 進事業費補助金交付 要綱		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童家庭課	厚生労働省	・休日・夜間保育事業	間接	日曜・祝日等及び夜間に保育を行う保育所等への助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・休日保育事業 1か所当たり年額 基本分 1,161,000円 加算分 80,500 ～2,012,500円 (年間延利用児童数に 応じて支給) ・夜間保育推進事業 1か所当たり年額 2,460,000円	保育対策等促進事業費補助金交付要綱	
		・保育環境改善等事業		既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置、保育所の分園、障害児受入のための助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・保育環境改善等事業 (1)基本改善事業 7,000,000円 (2)環境改善事業 1,000,000円		
		・待機児童解消促進等事業		待機児童解消の促進等に必要事業への助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・家庭的保育事業 1か所年額 600,000円 ・許可化移行促進事業 1か所年額 2,000,000円 ・保育所体験特別事業 848,000円 ・保育所分園推進事業 1か所年額 1,200,000円 ・認可外保育施設の衛生・安全対策事業1市町村当たり年額 325,000円		
		児童扶養手当給付費負担金	直接	児童扶養手当給付事業	1/3	1/3	2/3 町村分	2/3 市分	児童扶養手当法に基づき支給する児童扶養手当費	児童扶養手当法第21条	
		児童環境づくり基盤整備事業費補助金	間接	民間児童館活動事業 児童福祉施設併設型民間児童館事業 地域組織活動育成事業	2/3	1/3	1/3	1/3	○民間児童館活動事業 1 児童館 1,799,000円 (1か所当たり年額) 2 児童センター 2,968,000円 (1か所当たり年額) ○児童福祉施設併設型民間児童館事業 9,990,000円 (1か所当たり年額) ○地域組織活動育成事業 189,000円 (1か所当たり年額)	山梨県児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱	



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童家庭課	厚生労働省	(前ページつづき)							○放課後子ども環境整備事業 (1)放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2)放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円  ○放課後児童クラブ支援事業 (1)ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 463,000円×事業数 (2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額584,000円 (3)障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,472,000円×箇所数	山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱	
		安心こども基金事業費補助金	間接	「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定子ども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。	1/2 1/2 1/2 2/3 1/2 3/4 1/2 1/2	1/2 1/2 1/2 1/3 1/2 1/2 1/2 1/2		1/4 1/4 1/2 1/3 1/4 1/4 1/2 1/2	・保育所緊急整備事業 定員規模による定額+各種加算 ・賃貸物件による保育所整備事業 ①賃借料補助 ②改修費等補助 ③保育所開設準備費 ・子育て支援のための拠点施設整備事業 1施設当たり定額+附帯工事費等 ・放課後児童クラブ設置促進事業 1施設当たり 10,000千円 ・認定こども園整備事業 定員規模による定額 ・認定こども園整備事業 年齢ごとの単価(月額) ・家庭的保育改修等事業 ①家庭的保育改修事業 ②家庭的保育者研修事業 ・保育の質の向上のための研修事業等 ①登録保育士1人当たり 6,250円	山梨県安心こども基金事業費補助金交付要綱	H22まで
		山梨県安心こども基金地域子育て創生事業費補助金	間接	「山梨県安心子ども基金」を活用し、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取り組みを支援することにより、全ての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整備する。	10/10	10/10			定額 (各事業を実施するために必要な金額)	山梨県安心子ども基金地域子育て創生事業費補助金交付要綱	H22まで



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童家庭課	山梨県	行路病人及び行路死亡人取扱費県負担金	県単	行路病人・死亡人取扱費	10/10		10/10		市町村が支弁した行路病人・死亡人取扱費	行路病人・死亡人取扱法第5条・第13条	
		山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金	県単	ひとり親家庭医療助成事業	1/2		1/2	1/2	18歳未満(18歳となった年度中は18歳未満とみなす)の児童を扶養しているひとり親家庭の親並びに当該児童及び父母のない児童の通院、入院に要する経費(入院時食事療養費は除く)	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱	
		山梨県へき地保育所間食支給費補助金	県単	へき地保育所在籍児童に支給する間食材料購入費	1/2		1/2	1/2	1日当たり1人単価194円、22日を限度	山梨県へき地保育所間食支給費補助金交付要綱	
		山梨県保育所特別保育事業推進費補助金	県単	産休・育休明け等の特別保育を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費等の助成	1/2		1/2	1/2	・1歳児 1人当たり月額 8,200円	山梨県保育所特別保育事業推進費補助金交付要綱	
		小規模ファミリー・サポート・センター支援事業費補助金	県単	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象とならない会員数100人未満のファミリー・サポート・センターを設置・運営する市町村に対する助成	1/2		1/2	1/2	○既設のファミリー・サポート・センターに病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの機能を追加し、サービスを開始する場合 基準額 1,000,000円 ○病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの機能を備え、ファミリー・サポート・センターを開設する場合 基準額 3,000,000円	小規模ファミリー・サポート・センター支援事業費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金	県単	市町村が支給する乳幼児医療助成金に対する補助	1/2		1/2	1/2	5歳未満児の通院 未就学児童の入院	山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金交付要綱	
		山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療対策事業費補助金	県単	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費	山梨県乳幼児医療対策事業費補助金交付要綱	
		山梨県ひとり親家庭医療対策事業費補助金	県単	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する額	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童 家庭 課	県	小規模放課後児童クラブ事業費補助金	県単	市町村が実施又は補助する5人～20人未満の放課後児童クラブ(国庫補助対象児童クラブを除く)の事業経費に対する助成	1/2		1/2	1/2	小規模放課後児童クラブ開設日数が200日以上(10人以上20人未満の場合200日以上250日未満) 基準額 775,000円 土曜日等加算 1クラブ当たり 146,000円 (※281日以上)	山梨県小規模放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱	
		やまなし保育サポーターモデル事業費補助金	県単	市町村と保育所が保育サポーターを募集し実施事業を検討・決定し、保育所と保育サポーターが協働して実施する子育て支援事業に対する助成	1/2		1/2	1/2	地域の子育て支援ニーズを反映した事業の実施経費 1市町村(2か年を限度) 基準額 1,000,000円	やまなし子育てサポーターモデル事業費補助金交付要綱	
		産休等代替職員雇用費補助金	県単	児童福祉施設等の職員の産休・病休による代替職員雇用に要する経費の一部補助	10/10		10/10		補助単価 1日当たり 5,880円 産休 産前6週間 (多胎児14週間) 産後8週間 病休 30日を超える傷病で 31日目から90日まで	山梨県産休等代替職員費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障害福祉課	厚生労働省	障害者自立支援給付費等負担(補助)金	直接	障害者自立支援法に基づく自立支援給付	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者自立支援法第92条第1号及び第3号の規定に従って支出した額	障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金交付要綱 山梨県障害者自立支援給付費負担金交付要綱	
		特別障害者手当等給付費国庫負担金	直接	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)給付事業	3/4	3/4	1/4 町村分	1/4 市分	特別障害者手当 1人当たり月額 26,440円 障害児福祉手当・福祉手当 1人当たり月額 14,380円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	
		地域生活支援事業費補助金	直接	地域生活支援事業	3/4	1/2	1/4	1/4	地域生活支援事業の実施に必要な経費	地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱	
		障害程度区分認定等事業費補助金	直接	障害者保健福祉推進事業障害程度区分認定等事業	10/10 1/2	10/10 1/2		1/2		障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱	
	障害者医療費負担金	直接	障害者自立支援医療(更生医療)給付事業	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者自立支援法第92条第2号の規定に従って支出した額	障害者医療費国庫負担金交付要綱 山梨県障害者医療費負担金交付要綱		
	自立支援医療給付事業費補助金	県単	自立支援医療給付事業	10/10		10/10		自立支援医療(更生医療)に伴う障害者自立支援法第58条の規定による自己負担額の一部を本人に代わって市町村が負担した経費を助成	山梨県自立支援医療給付事業費補助金交付要綱		
	重度心身障害者医療費助成事業費補助金	県単	重度心身障害者医療費助成事業 重度心身障害者医療対策事業 重度心身障害者医療費支給事業	1/2		1/2	1/2	・身体障害者手帳 1～3級の所持者 ・療育手帳Aの所持者 ・国民年金法施行令別表 1、2級相当の障害のある者 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級の所持者 ・所得制限あり ・入院時食事療養費は補助の対象外	山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害者医療対策事業費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害者医療費支給事務費補助金交付要綱		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障害福祉課	県	福祉タクシーシステム事業費補助	県単	タクシー料金に対する補助	1/2		1/2	1/2	対象者 ・身体障害者手帳1、2級の所持者(肢体不自由及び視覚障害の1、2級に該当するもの) ・療育手帳Aの所持者 ・要介護老人(非課税世帯介護慰労金の支給を受けている者に介護されている者) ※但し、自動車税等の減免並びに自動車燃料費の助成を受けている者を除く。 対象料金 ・中型初乗料金 限度額590円 ・年間24回	山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱	
				リフト付車両(専用・兼用)の設置に対する補助	1/2		1/2	1/2	基準額 ・専用車両設置費 1台当たり 3,500千円 ・兼用車両設置費 1台当たり1,000千円		
		山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金	県単	介助用自動車購入等助成事業 車いす等を使用する在宅の重度身体障害者等が移動に際し必要とする自動車をリフト付等に改造又は改造車両を新規に購入する経費に対する助成	1/2		1/2	1/2	市町村が交付した介助用自動車購入等助成金の2分の1(1件当たり限度額200千円)を交付	山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱	
		山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金	県単	事業運営安定化事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	知事が別に定める額	山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金交付要綱	基金造成費 国補10/10
				移行時運営安定化事業	10/10		10/10 (基金)		知事が別に定める額		
				通所サービス等利用促進事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	○通所サービス 1事業所当たり 3,000千円以内 ○短期入所 片道1人当たり 1,860円		
				新事業移行促進事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	○生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 1人当たり 5,700円 ○施設入所支援 1人当たり 4,750円		
				事務処理安定化支援事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	利用者1人当たり 定員60人以下 20,000円 定員61人～80人 15,000円 定員81人以上 10,000円		
				(次ページにつづく)							

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障害福祉課	県	(前ページつづき)		就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	1事業所当たり 60千円以内×10回以内		
				グループホーム・ケアホーム等移行促進事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	地域移行者1人当たり 30,000円		
				障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	10/10		10/10 (基金)		一市町村 5,000千円		
				相談支援体制整備特別支援事業	10/10		10/10 (基金)		○相談支援事業発展推進支援事業 1箇所当たり 1,200千円以内 ○ピアサポートセンター等設置 推進事業 知事が別に定める額 ○居住サポート事業立ち上げ 支援事業 知事が別に定める額 ○地域自立支援協議会運営 強化事業 知事が別に定める額		
				視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	10/10		10/10 (基金)		○音声コード普及のための研 修・広報 知事が別に定める額 ○聴覚障害者用情報受信装 置緊急支援事業 知事が別に定める額		
				相談支援充実・強化事業	10/10		10/10 (基金)		知事が別に定める額		
	山梨県地域自殺対策緊急強化事業費補助金	県単	・対面型相談支援事業 ・電話相談支援事業 ・人材養成事業 ・普及啓発事業 ・強化モデル事業	10/10		10/10 (基金)		市 1,000千円以内 町村 500千円以内 知事が予算の範囲内で必要と 認める額	山梨県地域自殺対策緊急強化事業費 補助金交付要綱	・平成22、23年度 の2ヶ年度実施 ・基金造成費 国補10/10	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医 生 務 課	厚 生 労 働 省	へき地医療拠点病院運営費補助金	間 接	へき地医療拠点病院の運営費 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額 ・巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 ・巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数	医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱 山梨県へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱	
		(基)人口動態調査市町村交付金	間 接	人口動態調査事務	10/10	10/10			・人口動態調査事務庁費 本庁×1,840円 人口動態発生件数×31円 ・旅費 1700円×2回×1人 ・庁費(データ安全対策経費) 5,000円 (※平成21年12月分から平成22年11月分までにオンラインシステム導入市町村)	国民生活基礎調査等委託費(保健関係)交付基準	
		医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金	間 接	(主なメニュー) へき地医療拠点病院施設整備事業 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準面積 1,000㎡ 基準単価 病棟 168,000円/㎡ 診療棟 187,700円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	
				過疎地域特定診療所施設整備事業	3/4	1/2	1/4	1/4	基準面積 160㎡ 基準単価 鉄筋 126,000円/㎡ 木造 126,000円/㎡	同上	
				(主なメニュー) へき地医療拠点病院設備整備事業 ※対象団体 知事の要請を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額1か所当たり 52,500千円	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	
				へき地巡回診療車整備事業 ※対象団体 公的団体、へき地医療拠点病院、 知事の要請を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額1台当たり 1,361千円	同上	
				過疎地域等特定診療所設備整備事業	3/4	1/2	1/4	1/4	基準額1か所当たり 15,750千円	同上	
				へき地患者輸送車整備事業	1/2	1/2		1/2	基準額 マイクロバス 2,701千円 ワゴン車 1,407千円	同上	
				へき地診療所設備整備事業	1/2	1/2		1/2	基準額1か所当たり 15,750千円	同上	
		へき地診療所施設整備事業	1/2	1/2		1/2	基準面積 160㎡ 基準額 126,000円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医 務 課	厚 生 労 働 省	医療提供体制推進事業費補助金	間接	病院群輪番制病院設備整備事業 ※対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)	8/9	4/9	4/9	1/9	基準額1か所当たり 21,000千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	
		医療提供体制施設整備交付金	間接	病院群輪番制病院施設整備事業 ※対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)	0.33 × 0.95	0.33 × 0.95			基準面積 150㎡ 基準単価 187,700円/㎡	医療法第30条の4 医療提供体制施設整備交付金交付要綱	
				病児・病後児保育施設整備事業	0.33 × 0.95	0.33 × 0.95			基準面積 利用(増加)定員×7.2㎡ 基準単価 鉄筋 168,000円 木造 168,000円	同上	
		休日夜間急患診療体制整備費補助金	県単	在宅当番医制の運営費	1/2		1/2	1/2	基準額 ①休日 39,345円×診療 日数×施設数 ②夜間 39,345円×診療 日数×施設数	休日夜間急患診療体制整備費補助金交付要綱	
		小児救急医療体制整備費補助金	間接 (小児初期救急医療センター事業及び薬剤対応事業については県単)	全県を対象とする小児救急医療体制の運営費	2/3	1/3	1/3	1/3	(1)小児初期救急医療センター事業委託費 (2)薬剤対応事業委託費 (3)小児病院群輪番制事業委託費 (4)連絡調整等事業 (5)円滑化事業	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 山梨県小児救急医療体制整備費補助金交付要綱	
					1/2		1/2	1/2			
					2/3		2/3	1/3			
救急救命士病院実習受入促進事業補助金	間接	救急救命士の病院実習受入促進事業	2/2	1/2	1/2		基準額 1か所当たり 1,369千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 救急救命士病院実習受入促進事業費補助金交付要綱			
医療体制機能強化促進事業費補助金	間接	医療体制機能強化促進事業	10/10		10/10 (基金)		富士・東部の病院の医療機能を強化するために必要な医療施設及び機器等の整備に要する経費	医療体制機能強化促進事業費補助金交付要綱			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単位の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医務課	県	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金	県単	甲府市医師会救急医療センターの運営費	10/10		10/10		基準額 19,000千円	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金交付要綱	
		富士吉田市立看護専門学校運営費補助金	県単	富士吉田市立看護専門学校の運営費	2/5		2/5	3/5	基準額 運営費-全収入額 (補助限度額20,000千円)	富士吉田市立看護専門学校運営費補助金交付要綱	
		院内保育事業費補助金	県単	看護職員等のために設置した医療機関内保育施設の運営費に対する補助	1/2		1/2	1/2	基準額 ・A型 (運営月数) 2人×162,720円×12月 ・B型 (運営月数) 4人×162,720円×12月 ・C型 (運営月数) 1人×162,720円×12月 ・加算額 (24時間保育を行っている施設) 18,072円×運営日数 (病児等保育を行っている施設) 173,763円×運営月数 (緊急・一時保育を行っている施設) 18,072円×運営日数	山梨県病院内保育所運営費補助金交付要綱	





主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		(水道管路耐震化等推進事業費)	1/4	1/4		3/4	資本単価 水道事業 90円以上		
				1. 石綿セメント管更新事業費 石綿セメント管であって、導・送・配水管の更新事業費に対する助成 ※本補助事業は平成23年度までの時限補助	1/3	1/3		2/3	水道用水供給事業 70円以上 資本単価 水道事業 140円以上 用水単価 水道用水供給事業 130円以上		
				2. 老朽管更新事業費 布設後20年以上経過した塩化ビニール管、鑄鉄管、コンクリート管であって、導・送・配水管の更新事業費に対する助成	1/3 (1/4)	1/3 (1/4)		2/3 (3/4)	資本単価 水道事業 90円以上 (70円以上) 水道用水供給事業 70円以上 (50円以上)		
				3. 管路近代化事業費 直結給水を可能とするために必要な次の整備費に対する助成 ・石綿セメント管等の更新 ・ポンプ等の設置又は更新 ・電気計装設備の設置又は更新	1/2 (1/3)	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)	資本単価 水道事業 140円以上 (140円以上) 水道用水供給事業 100円以上 (100円以上)		
				4. 鉛管更新事業費 鉛管であって、導・送・配水管の更新事業費に対する助成	1/3	1/3		2/3	資本単価 水道事業 140円以上		
				5. 基幹管路耐震化整備事業費 災害復旧と併せて行う導水管、送水管及び厚生労働大臣が認める配水管の耐震化事業に対する助成	1/2	1/2		1/2	厚生労働大臣が認めた管・区間の耐震化事業		



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単位の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	県	山梨県水道水源開発等施設整備費補助金	県単	<p>国庫補助事業に採択された水道水源開発施設事業に要する経費</p> <p>国庫補助事業に採択された広域的水道整備計画に基づく特定広域化施設整備事業及び高度浄水施設整備事業に要する経費(ただし、水道用水供給事業にかかる範囲に限る。)</p>	<p>国庫補助金の2/10</p> <p>国庫補助金の2/3</p> <p>国庫補助金の1/2</p>	<p>45/90</p> <p>30/90</p>	<p>9/90</p> <p>20/90</p> <p>15/90</p>	<p>36/90</p> <p>企業団及び市町村</p> <p>40/90</p> <p>企業団及び市町村</p> <p>45/90</p> <p>企業団及び市町村</p>	<p>補助基準</p> <p>資本単価74円以上かつ給水原価112円以上の場合</p> <p>資本単価74円以上かつ給水原価112円以上に該当しない場合</p>	山梨県水道水源開発等施設整備費補助金交付要綱	補助率は国庫補助金の2/3を超えて定額の場合あり
		公衆浴場施設改善費補助金	県単	公衆浴場の営業者が行う施設改善事業に対し、県が間接補助金を交付する事業	2/3		2/3	1/3	補助対象限度額 公衆浴場1か所当たり 1,000千円	山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱	



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							(4)健康診査費 次により算出した額の合計額 ①健康診査費 実施方法別に次表の基準単価を利用者人員に乗じた額 ア 健康診査費		(単位:円)
		(次ページにつづく)									

(単独実施) (生活機能評価と同時実施)

世帯区分	健診形態	交付基準単価		交付基準単価	
		基本項目	基本+詳細項目	基本項目	基本+詳細項目
被保護世帯	個別方式	7,630	9,170	4,790	3,120
	集団方式	5,830	7,060	4,420	4,240
非課税世帯	個別方式	6,860	8,260	4,310	2,810
	集団方式	5,240	6,350	3,980	3,810
その他	個別方式	5,340	6,420	3,350	2,180
	集団方式	4,080	2,940	3,090	2,970

(注1) (個別方式)・・・医療機関等の施設において、健診の日時を定めず行う形態  
(集団方式)・・・健診の日時及び場所を指定して行う形態  
(注2) 介護保険事業(市町村実施)の生活機能評価との共同実施が行われる場合、重複する健診項目の費用については、生活機能評価において優先的に補助される。  
(注3) 被保護世帯・・・当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合をいう。  
非課税世帯・・・同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

イ 保健指導費  
年度内に全て行う場合

世帯区分	動機付け支援	積極的支援
被保護世帯等	8,500	24,500
非課税世帯	7,650	22,050
その他	5,950	17,150

年度を超えて保健指導を行う場合

世帯区分	動機付け支援		積極的支援	
	初回面接	実績評価	初回面接	実績評価
被保護世帯等	6,800	1,700	9,800	2,450
			継続的支援	12,250
非課税世帯	6,120	1,530	8,820	2,205
			継続的支援	11,025
その他	4,760	1,190	6,860	1,715
			継続的支援	8,575

(注) 65歳以上については、積極的支援に該当した場合でも動機付け支援を実施する。



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																																						
						国	県	市町村																																																									
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							⑤肝炎ウイルス検診費 ア特定健康診査及び健康診査と同時実施 当該年度において満40歳以上となる者で世帯区分別・検診形態別・検査種別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>検査形態</th> <th>検査種別</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">被保護世帯及び非課税世帯</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>4,412</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>3,415</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>2,510</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集団方式</td> <td>基本型</td> <td>2,928</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>1,931</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>998</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>3,088</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>2,471</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>1,888</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集団方式</td> <td>基本型</td> <td>2,050</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>1,352</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>699</td> </tr> </tbody> </table> イ上記ア以外の場合 当該年度において満40歳以上となる者で世帯区分別・検診形態別・検査種別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>検査形態</th> <th>検査種別</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被保護世帯及び非課税世帯</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>6,527</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>5,530</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>4,624</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>4,569</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>3,871</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>3,237</td> </tr> </tbody> </table> ※1(個別方式)…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態 ※2(集団方式)…検診の日時及び場所を指定して行う形態 ※3 被保護世帯…当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は供給いずれかを問わず受けている場合をいう。 ※4 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。 ※5 上記イにおいて集団方式で実施した場合は、上記アに準ずるものとする。	世帯区分	検査形態	検査種別	基準単価	被保護世帯及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,412	B型希望なし	3,415	C型希望なし	2,510	集団方式	基本型	2,928	B型希望なし	1,931	C型希望なし	998	その他	個別方式	基本型	3,088	B型希望なし	2,471	C型希望なし	1,888	集団方式	基本型	2,050	B型希望なし	1,352	C型希望なし	699	世帯区分	検査形態	検査種別	基準単価	被保護世帯及び非課税世帯	個別方式	基本型	6,527	B型希望なし	5,530	C型希望なし	4,624	その他	個別方式	基本型	4,569	B型希望なし	3,871	C型希望なし	3,237		
		世帯区分	検査形態	検査種別	基準単価																																																												
被保護世帯及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,412																																																														
		B型希望なし	3,415																																																														
		C型希望なし	2,510																																																														
	集団方式	基本型	2,928																																																														
		B型希望なし	1,931																																																														
		C型希望なし	998																																																														
その他	個別方式	基本型	3,088																																																														
		B型希望なし	2,471																																																														
		C型希望なし	1,888																																																														
	集団方式	基本型	2,050																																																														
		B型希望なし	1,352																																																														
		C型希望なし	699																																																														
世帯区分	検査形態	検査種別	基準単価																																																														
被保護世帯及び非課税世帯	個別方式	基本型	6,527																																																														
		B型希望なし	5,530																																																														
		C型希望なし	4,624																																																														
その他	個別方式	基本型	4,569																																																														
		B型希望なし	3,871																																																														
		C型希望なし	3,237																																																														
(次ページにつづく)								(5)機能訓練費 次により算定した額の合計額 A型(基本型) ア 事業費 9,000円×実施回数 ただし、リフトバス等による送迎を実施する場合は、 23,000円×実施回数 イ 器具整備費 1施設当たり958,000円以内で厚生労働大臣が認めた額 ウ 送迎車購入費 1施設当たり4,500,000円以内で厚生労働大臣が認めた額																																																									





主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																										
						国	県	市町村																													
健康増進課	厚生省	(前ページつづき)							<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 種目</th> <th>2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">日常生活用具給付等事業費</td> <td>次により算出した額の合計から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合計額を控除した額</td> </tr> <tr> <td>(1)便器 4,450円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(2)手すり(便器に手すりをつけた場合) 5,400円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(3)特殊マット 19,600円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(4)特殊寝台 154,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(5)特殊尿器 67,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(6)体位変換器 15,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(7)入浴補助用具 90,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(8)車いす</td> </tr> <tr> <td>ア 電動以外の場合 70,400円×購入数</td> </tr> <tr> <td>イ 電動の場合 314,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(9)歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等) 60,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(10)電気式たん吸引器 56,400円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(11)意志伝達装置 470,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(12)ネプライザー 36,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(13)移動用リフト 159,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(14)居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 200,000円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(15)特殊便器 151,200円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(16)訓練用ベッド 159,200円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(17)自動消火器 28,700円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(18)動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 157,500円×購入数</td> </tr> </tbody> </table>	1 種目	2 基準額	日常生活用具給付等事業費	次により算出した額の合計から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合計額を控除した額	(1)便器 4,450円×購入数	(2)手すり(便器に手すりをつけた場合) 5,400円×購入数	(3)特殊マット 19,600円×購入数	(4)特殊寝台 154,000円×購入数	(5)特殊尿器 67,000円×購入数	(6)体位変換器 15,000円×購入数	(7)入浴補助用具 90,000円×購入数	(8)車いす	ア 電動以外の場合 70,400円×購入数	イ 電動の場合 314,000円×購入数	(9)歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等) 60,000円×購入数	(10)電気式たん吸引器 56,400円×購入数	(11)意志伝達装置 470,000円×購入数	(12)ネプライザー 36,000円×購入数	(13)移動用リフト 159,000円×購入数	(14)居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 200,000円×購入数	(15)特殊便器 151,200円×購入数	(16)訓練用ベッド 159,200円×購入数	(17)自動消火器 28,700円×購入数	(18)動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 157,500円×購入数				
		1 種目	2 基準額																																		
日常生活用具給付等事業費	次により算出した額の合計から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合計額を控除した額																																				
	(1)便器 4,450円×購入数																																				
	(2)手すり(便器に手すりをつけた場合) 5,400円×購入数																																				
	(3)特殊マット 19,600円×購入数																																				
	(4)特殊寝台 154,000円×購入数																																				
	(5)特殊尿器 67,000円×購入数																																				
	(6)体位変換器 15,000円×購入数																																				
	(7)入浴補助用具 90,000円×購入数																																				
	(8)車いす																																				
	ア 電動以外の場合 70,400円×購入数																																				
	イ 電動の場合 314,000円×購入数																																				
	(9)歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等) 60,000円×購入数																																				
	(10)電気式たん吸引器 56,400円×購入数																																				
	(11)意志伝達装置 470,000円×購入数																																				
	(12)ネプライザー 36,000円×購入数																																				
	(13)移動用リフト 159,000円×購入数																																				
	(14)居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 200,000円×購入数																																				
	(15)特殊便器 151,200円×購入数																																				
(16)訓練用ベッド 159,200円×購入数																																					
(17)自動消火器 28,700円×購入数																																					
(18)動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 157,500円×購入数																																					
		予防接種対策費負担金	間接	健康被害者に対する医療費等の給付	3/4	2/4	1/4	1/4	<p>※国の要綱改正に伴い、単価は変更することがある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(医療費) 当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(医療手当)</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>1か月に3日以上.....35,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月に3日未満.....33,800円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>1か月に8日以上.....35,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月に8日未満.....33,800円</td> </tr> <tr> <td>同一月に通院入院があるとき</td> <td>.....35,800円</td> </tr> <tr> <td>(障害年金) 1級</td> <td>.....4,897,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級.....3,915,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級.....2,937,600円</td> </tr> <tr> <td>(障害年金に係る介護加算額) 1級</td> <td>.....837,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級.....558,500円</td> </tr> </tbody> </table>	補助基準等		(医療費) 当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額		(医療手当)		通院	1か月に3日以上.....35,800円		1か月に3日未満.....33,800円	入院	1か月に8日以上.....35,800円		1か月に8日未満.....33,800円	同一月に通院入院があるとき	.....35,800円	(障害年金) 1級	.....4,897,200円		2級.....3,915,600円		3級.....2,937,600円	(障害年金に係る介護加算額) 1級	.....837,700円		2級.....558,500円	予防接種法	
補助基準等																																					
(医療費) 当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額																																					
(医療手当)																																					
通院	1か月に3日以上.....35,800円																																				
	1か月に3日未満.....33,800円																																				
入院	1か月に8日以上.....35,800円																																				
	1か月に8日未満.....33,800円																																				
同一月に通院入院があるとき	.....35,800円																																				
(障害年金) 1級	.....4,897,200円																																				
	2級.....3,915,600円																																				
	3級.....2,937,600円																																				
(障害年金に係る介護加算額) 1級	.....837,700円																																				
	2級.....558,500円																																				

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考				
						国	県	市町村							
健康増進課	厚生労働省	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金	間接	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に対する補助	1/2 (福祉事務所設置市町村) 3/4 (福祉事務所未設置町村)	1/2		1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 種目</th> <th>2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常生活用具給付等事業</td> <td>           次に算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額            (1)便器 4,450円×購入数 ※            (2)特殊マット 19,600円×購入数            (3)特殊便器 151,200円×購入数            (4)特殊寝台 154,000円×購入数            (5)歩行支援用具 60,000円×購入数            (手すり、スロープ、歩行器等)            (6)入浴補助用具 90,000円×購入数            (7)特殊尿器 67,000円×購入数            (8)体位変換器 15,000円×購入数            (9)車いす(電動以外の場合)            70,400円×購入数            (10)頭部保護帽 12,160円×購入数            (11)電気式たん吸引器 56,400円×購入数            (12)クールベスト 20,000円×購入数            (13)紫外線カットクリーム            37,800円×購入者数             ※便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。5,400円         </td> </tr> </tbody> </table>	1 種目	2 基準額	日常生活用具給付等事業	次に算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 ※ (2)特殊マット 19,600円×購入数 (3)特殊便器 151,200円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 90,000円×購入数 (7)特殊尿器 67,000円×購入数 (8)体位変換器 15,000円×購入数 (9)車いす(電動以外の場合) 70,400円×購入数 (10)頭部保護帽 12,160円×購入数 (11)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (12)クールベスト 20,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 37,800円×購入者数  ※便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。5,400円	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金交付要綱	
		1 種目	2 基準額												
日常生活用具給付等事業	次に算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 ※ (2)特殊マット 19,600円×購入数 (3)特殊便器 151,200円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 90,000円×購入数 (7)特殊尿器 67,000円×購入数 (8)体位変換器 15,000円×購入数 (9)車いす(電動以外の場合) 70,400円×購入数 (10)頭部保護帽 12,160円×購入数 (11)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (12)クールベスト 20,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 37,800円×購入者数  ※便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。5,400円														
山梨県妊婦健康診査支援基金補助金	間接	市町村が行う妊婦健康診査事業	1/2		1/2	1/2	妊婦1人あたり63,000円 公費負担回数6回から14回までの健康診査に要する経費	母子保健法							

※国の要綱改正に伴い、単価は変更することがある。

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
環境創造課	県	環境保全活動支援事業費補助金	県単	<p>市町村等が実施する、環境の保全と創造に関する事業に要する経費に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量化・リサイクル推進事業</li> <li>・ごみ減量化・リサイクル推進整備</li> <li>・ごみ減量化やまなしモデル実践促進</li> <li>・ごみ減量化・リサイクル普及啓発</li> <li>・事業系廃棄物のリサイクルシステムの構築</li> <li>○地球温暖化対策事業</li> <li>・みどりのエネルギー利用促進</li> <li>・地球温暖化防止活動推進員の活動支援</li> <li>・「地球温暖化対策実行計画」の策定等</li> <li>研修会・普及啓発</li> <li>・エコライフ県民運動の普及啓発</li> <li>○環境教育推進事業</li> <li>・環境学習会等の開催</li> </ul>	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2以内	環境保全活動支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考														
						国	県	市町村																	
大気水質保全課	環境省	循環型社会形成推進交付金	直接	市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される浄化槽の設置に要する費用について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)	区分、基準額、対象経費の実支出額を人層区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額に1/3の補助率を乗じて得た額	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱															
												区分、基準額及び対象経費(表) 浄化槽設置整備事業													
												<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽</td> <td>(単位:千円)</td> <td>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)</td> <td>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</td> </tr> <tr> <td>変則浄化槽</td> <td>(1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫補助のみ) (8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</td> <td>352×基数 441×基数 588×基数 1,002×基数 1,545×基数 2,129×基数 2,429×基数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設の浄化槽の改築</td> <td>(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国補助のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</td> <td></td> <td>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>											1 区分	2 基準額	3 対象経費
1 区分	2 基準額	3 対象経費																							
浄化槽	(単位:千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費																						
変則浄化槽	(1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫補助のみ) (8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	352×基数 441×基数 588×基数 1,002×基数 1,545×基数 2,129×基数 2,429×基数																							
既設の浄化槽の改築	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国補助のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費																						
(次ページにつづく)																									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
大気水質保全課	環境省	(前ページつづき)									浄化槽市町村整備推進事業
											<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽</td> <td> <p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)</p> <p>(単位:千円)</p> <p>(1)5人槽 837×基数 (2)6~7人槽 1,043×基数 (3)8~10人槽 1,375×基数 (4)11~15人槽 2,039×基数 (5)16~20人層 2,786×基数 (6)21~25人槽 3,332×基数 (7)26~30人槽 4,066×基数 (8)31~40人槽 4,521×基数 (9)41~50人槽 5,737×基数</p> </td> <td> <p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別に定める交付対象事業費</p> <p>882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数</p> </td> </tr> <tr> <td>変則浄化槽</td> <td> <p>(10)51~100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>
1 区分	2 基準額	3 対象経費									
浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)</p> <p>(単位:千円)</p> <p>(1)5人槽 837×基数 (2)6~7人槽 1,043×基数 (3)8~10人槽 1,375×基数 (4)11~15人槽 2,039×基数 (5)16~20人層 2,786×基数 (6)21~25人槽 3,332×基数 (7)26~30人槽 4,066×基数 (8)31~40人槽 4,521×基数 (9)41~50人槽 5,737×基数</p>	<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別に定める交付対象事業費</p> <p>882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数</p>									
変則浄化槽	<p>(10)51~100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>										

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考											
						国	県	市町村														
大気水質保全課	内閣府(環境省)	汚水処理施設整備交付金	直接	汚水処理施設(浄化槽)の整備について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)		地域再生法 汚水処理施設整備交付金交付要綱												
								区分、基準額及び対象経費(表) 浄化槽設置整備事業														
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽</td> <td>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)</td> <td>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</td> </tr> <tr> <td>変則浄化槽</td> <td>(1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫補助のみ)  (8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</td> <td>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)</td> </tr> <tr> <td>既設の浄化槽の改築</td> <td>(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国補助のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</td> <td>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>											1 区分	2 基準額	3 対象経費	浄化槽
1 区分	2 基準額	3 対象経費																				
浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費																				
変則浄化槽	(1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫補助のみ)  (8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)																				
既設の浄化槽の改築	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国補助のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費																				

(次ページにつづく)

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 接単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
大気水質保全課	内閣府(環境省)	(前ページつづき)					浄化槽市町村整備推進事業				
							1 区分	2 基準額	3 対象経費		
							浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) (単位:千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別に定める交付対象事業費		
							(1)5人槽 837×基数 (2)6~7人槽 1,043×基数 (3)8~10人槽 1,375×基数 (4)11~15人槽 2,039×基数 (5)16~20人層 2,786×基数 (6)21~25人槽 3,332×基数 (7)26~30人槽 4,066×基数 (8)31~40人槽 4,521×基数 (9)41~50人槽 5,737×基数	882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数			
							変則浄化槽	(10)51~100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			
	県	浄化槽設置整備事業費補助金	県単	市町村が浄化槽の計画的な整備を図るため、浄化槽を設置するものに対しその設置費用を助成する事業(処理対象人員50人以下)	1/3		1/3	1/3	上記交付金のうち浄化槽設置整備事業のみを対象として1/3の補助率を乗じて得た額	山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
環境整備課	環境省	災害等廃棄物処理事業費補助金	直接	市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 災害等廃棄物処理事業費 国庫補助金交付要綱	
		廃棄物処理施設災害復旧費補助金	直接	市町村等が災害により被害を受けた廃棄物処理施設に係る災害復旧事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 廃棄物処理施設災害復旧 費補助金交付要綱	
		循環型社会形成推進交付金	直接	市町村等が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される事業について国が交付する。 ・再生利用施設 ・熱回収施設 ・汚泥再生処理センター ・最終処分場 ・計画支援事業 等	1/3	1/3		2/3	交付対象経費の1/3  ※交付対象は、原則的には人口5万人以上又は面積400Km <sup>2</sup> 以上の計画対象地域を構成する場合に限る	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付 金交付要綱	
	県	不法投棄未然防止事業費補助金	県単	市町村において、不法投棄が繰り返し行われる箇所に、廃棄物の撤去に併せて不法投棄防止柵を設置するなど、強制力のある防止対策を図る。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2	不法投棄未然防止事業費 補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単位の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
みどり自然課	県	特定鳥獣適正管理事業費補助金	県単	市町村等が特定鳥獣保護管理計画に基づき行う管理捕獲に要する経費に対し補助する。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2	特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱	
		ツキノワグマ放獣事業費補助金	県単	市町村が有害鳥獣捕獲したツキノワグマを放獣した場合の経費に対し補助する。	定額				次の経費を対象として、上限100,000円 ・放獣作業従事者謝金(限度額40,000円) ・麻酔薬費及び投与謝金(限度額60,000円) ・物件費(限度額10,000円)	ツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱	
		緑育環境整備事業	県単	保育園、幼稚園、小中学校等の緑の教育環境整備に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2(限度額100万円) 地域団体などのNPO等と協働して維持管理等を行うことを条件とする。	緑育環境整備事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林整備課	林野庁	美しい森林づくり基盤整備交付金	直接	市町村が作成する「特定間伐等促進計画」に基づき実施する次の事業経費について国が交付金を交付 ・間伐 ・造林 ・作業路網・その他施設	1/2	1/2			補助対象経費の1/2	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	
		森林病虫害等駆除費補助金	間接	森林病虫害等防除事業 ・松くい虫防除事業 予防事業、駆除事業	3/4	2/4	1/4	1/4	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	○森林病虫害等防除法 ○山梨県松くい虫被害対策事業補助金交付要綱	
		造林事業費補助金	間接	造林事業(保全松林緊急保護整備事業) " (上記以外の事業)	7/10 4/10	5/10 3/10	2/10 1/10		国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。 ※事業により査定係数あり	森林法 森林法施行令 山梨県造林事業費補助金交付要綱	
		新 農山漁村地域整備交付金	間接	農山漁村地域整備交付金(絆の森整備事業) 農山漁村地域整備交付金(公的森林整備推進事業) 農山漁村地域整備交付金(上記以外事業)	7/10 5/10 4/10	5/10 3/10 3/10	2/10 2/10 1/10		国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。 ※事業により査定係数あり。	農山漁村地域整備交付金交付要綱	
		森林整備地域活動支援事業費	間接	森林整備地域活動支援交付金 ・森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な森林情報の収集活動、その他の地域活動を支援する市町村に対して交付金を交付 森林整備地域活動支援推進交付金 ・支援交付金の目的を達するために市町村が実施する制度の周知や確認事務に対する補助を行う	10/10 3/4 1/2	10/10 1/2 1/2	1/4	1/4 1/2	国が定める基準をもとに助成する。	山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱	
		森林整備推進事業費補助金	間接	効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するために必要な作業道、作業路、単線軌道等の林内路網整備、林業機械システムの導入に助成する。	1/2 又は 4/10・ 4.5/10 以内	1/2 又は 4/10・ 4.5/10 以内			林内路網整備 1/2以内 林業機械作業システム整備 4/10又は4.5/10以内	山梨県造林推進事業費補助金交付要綱 森林・林業・木材産業づくり 交付金交付要綱	
		森林整備加速化・林業再生事業費補助金(森林整備)	間接	地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成に向け、間伐等の森林整備の加速化等を図るため、間伐や路網整備、境界の明確化、里山再生対策等の事業を実施する協議会員(事業主体)に対して定額で助成する。	定額	定額			国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単位の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林整備課	県	簡易作業路開設支援事業費補助金	県単	市町村が作成する「特定間伐等促進計画」に基づき間伐等に必要簡易作業路の開設に要する経費について市町村を通じて助成する。	1/4		1/4	1/4	林業事業者等に対して県が定めた補助対象経費と補助額の差額の1/4を市町村が補助する場合に、県は、同率の1/4を交付する。	山梨県簡易作業路開設支援事業交付金交付要綱	
		新 耕作放棄地対策森林整備支援事業費補助金	県単	森林への編入 ①森林への編入に必要な情報収集のための調査集約化実施計画の策定等 ②効率的な森林整備に必要な集約化施策に関する計画の策定等	定額		定額		事業内容に係る経費について、県が定める定額経費(①1.2万円/ha、②4万円/ha)を助成する。	山梨県耕作放棄地対策森林整備支援事業費補助金交付要綱	
		新 森林吸収源対策間伐推進支援事業費補助金	県単	地球温暖化防止や県土保全等、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るため、間伐等を実施した森林組合等の林業事業体に助成する。	10/10		10/10		山梨県造林補助事業実施要領に基づき算出した標準単価と補助額の差額を助成するとともに関連条件整備活動費又は集積費を助成する。	山梨県森林吸収源対策間伐推進支援事業費補助金交付要綱	
		松くい虫被害対策事業費補助金	県単	松くい虫防除事業 予防、駆除等	3/4		3/4	1/4	県が定めた補助基準額に対して助成する。	山梨県松くい虫被害対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
林業振興課	林野庁	林業・木材産業構造改革事業費補助金	間接	林業構造確立施設の整備 特用林産の振興施設の整備 木材産業構造改革整備 バイオマス利活用施設の整備 等	4/10～ 5/10  1/3	4/10～ 5/10  1/3			事業種目毎に国が定める採択基準を満たしているものについて、予算の範囲内で助成	山梨県林業・木材産業構造改革事業費補助金交付要綱 森林・林業・木材産業づくり交付金交付要綱	
		木造公共施設整備事業費補助金	間接	・児童福祉施設木製遊具整備 ・学校関連施設整備 ・先駆的施設整備 等	1/2	1/2		1/2	採択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成	木造公共施設整備事業費補助金交付要綱 森林・林業・木材産業づくり交付金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治山林道課	林野庁	林地崩壊防止事業補助金	間接	「激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命、財産等に直接被害を及ぼすおそれがあるもので、保全対象並びに復旧工事の規模等からみて、災害関連緊急事業等として採択されない箇所に対して、林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、水路工等)を新設し再度災害を防止するための事業	3/4 以内	2/4 以内	1/4 以内	1/4 以内	・激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの ・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの ・1箇所の事業費が2,000千円以上であること ・同一市町村でその事業費の合計額が3,000千円以上又は前年度の標準税収入の10%以上のもの	林地崩壊防止事業実施要綱 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道施設災害復旧事業補助金	間接	林道施設の災害復旧事業	奥地 65%以上 その他 50%以上	65%以上 50%以上		35%以下 50%以下	国が定める基準による林道施設の災害復旧に要する経費	農林水産事業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道災害関連事業補助金	間接	災害の復旧を一層高めるため、災害復旧事業に含め一連の新設の施設又は改良を行う工事を災害関連事業とし、査定の際、調査を行い事業費の決定をすることとしており、激甚災害に指定された災害による場合は、補助率の嵩上げが行われる。	奥地 55%以上 その他 50%以上	55%以上 50%以上		45%以下 50%以下		(国は予算補助) 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		道整備交付金(林道開設事業) 森林管理道開設事業 公的森林整備推進事業 流域育成林整備事業 絆の森整備事業 流域循環資源林整備事業	間接	水土保全機能の高度発揮が求められているにもかかわらず、森林所有者等による整備が進みがたい水土保全林について、森林整備に必要な森林管理道の整備 水土保全機能の高度発揮を重視する森林について、森林整備に必要な森林管理道の整備 森林と人との共生を重視する森林について、森林整備に必要な森林管理道の整備 森林資源の循環利用を重視する森林について、森林整備に必要な森林管理道、森林施業道、作業ポイント、作業道との接続路の整備	一般 60%  過疎山振 65% (作業ポイント、作業道との接続路の整備を除く)	45%  50%	[0.5] (20) 15% [0.5] (20) 15%	[54.5] (35) 40% [49.5] (30) 35%	国の定める森林管理道開設事業の採択基準による  ( )内は旧高密度林道網整備事業 [ ]内は新規採択路線の負担割合	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		道整備交付金(林道改良事業)	間接	林道改良事業 生活関連 幹線 管理経営 生活関連 その他 管理経営	70% [50.5%] 50 57.5 [50.5%] 5%] 60 30 [30.5%] 5%] 50 [30.5%] 5%]	50%  50 30 30	20% [0.5%] 7.5 [0.5%] 30 [0.5%] 20 [0.5%] 50 [69.5%] 5%]	[49.5%] 5%] 42.5 [49.5%] 5%] 40 [69.5%] 5%] 50 [69.5%] 5%]	国の定める基準による林道改良に要する事業  [ ]内は新規採択路線の負担割合	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
治山林道課	林野庁	道整備交付金(林道舗装事業)	間接	林道舗装事業 幹線 その他	57.5% [50.5%] 13/30 [101.5/300]	50% 10/30	7.5% [0.5%] 3/30 [1.5/300]	42.5% [49.5%] 17/30 [198.5/300]	国の定める基準による林道舗装に要する事業 〔〕内は新規採択路線の負担割合	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱		
		森林居住環境整備事業補助金	間接	①森林活用基盤整備 森林基幹道開設 林道改良 林業施設用地整備 作業ポイント整備 森林管理道開設	一般 70% 過疎山振 75% 森林基盤 活用整備 単独のうち 森林基幹 道開設のみ 57.5%	50% 55%  (65) 50%	[0.5%] 20% [0.5%] 20%  (7.5) 7.5%	[49.5%] 30% [44.5%] 25%  (27.5) 42.5%	国の定めるフォレスト・コミュニティ総合整備事業の採択基準による  ( )内は水源地域対策特別措置法に基づく水源地域 〔〕内は新規採択路線の負担割合	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱		
				②居住環境基盤整備 集落基盤整備 公共施設基盤整備 IJUターナー用住宅基盤整備 林業集落内防災安全施設整備 自然エネルギー利活用施設基盤整備 情報通信基盤施設整備 森林利用施設整備 滞在施設整備	一般 60% 過疎山振 65% (森林利 用施設整 備は除く)	50% 55%	[0.5%] (20) 10% [0.5%] (20) 10%	[49.5%] 5%] (30) 40% [44.5%] 5%] (25) 35%	( )内は旧林業地域総合整備事業 〔〕内は新規採択路線の負担割合			
				融雪施設整備 林業集落内健康増進広場整備	一般 50% 過疎山振 55%	50% 55%		50% 45%				
				③居住地森林環境整備	一般 70% 過疎山振 75%	50% 55%	20% 20%	30% 25%				

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治山林道課	林野庁	災害関連山地災害危険地区対策事業補助金	間接	山地災害危険地区における降雨等により発生した荒廃山地等で次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所につき、再度災害の防止と林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、柵工、治山ダム工等)の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する事業	77.5/100以内	50/100	27.5/100以内	30/100以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な災害復旧工事の遂行に特に並行して施行する必要のあるもの</li> <li>・鉄道道路法の適用を受ける道路又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を与えると認められるもの</li> <li>・公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの</li> <li>・人家5戸以上に被害を与えると認められるもの</li> </ul>	災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林地荒廃防止施設災害復旧事業補助金	間接	森林法に基づき管理されている施設以外の施設で都道府県の単独による治山事業、市町村の治山事業又は林地崩壊防止事業等により施行された施設の害復旧事業	6.5/10	65%		35%		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	
	県	小規模林道事業補助金	県単	国補事業の対象とならない、小規模な林道開設、林道改良、林道舗装事業	30%		30%	70%	林道開設 自動車道(幅3.0m以上)、軽車道(幅2.5m以上) 利用区域内の森林面積10ha以上等 林道改良 1箇所の事業費50千円以上 林道舗装 利用対象となる区域内に家屋等5戸以下又は公共建物がある路線 利用対象となる区域内に概ね10ha以下の農地がある路線等 (新規路線については、当補助事業は廃止)	山梨県森林土木事業補助金交付要綱	



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
商業振興金融課	県	山梨県商店街活力再生支援事業費補助金	県単	市町村や商工会等が行う次の事業 (1)活性化支援事業(ソフト事業) ・商店街活性化計画等の策定、史跡や観光地などの地域資源を活用した商店街活性化イベントの開催等 (2)施設整備事業(ハード事業) ・育児・交流スペース、案内板、資源リサイクル設備、街路灯、防犯カメラ等の整備等	1/3		1/3	1/3	○対象経費 ・活性化支援事業 謝金、旅費、庁費、事業経費 ・施設整備事業 施設・設備を整備するために要する経費 ○補助限度額 ・活性化支援事業 1,000千円 ・施設整備事業 5,000千円	山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱	
		山梨県商店街空き店舗対策費補助金	県単	市町村や商工会等が行う次の事業 (1)創業支援事業 ・空き店舗での創業やフォローアップのためのセミナー開催などの経営指導、地権者との交渉を行うためのアドバイザー派遣、家賃補助等 (2)空き地空き店舗利用促進事業 ・空き店舗等でのイベント開催、情報提供、子育て支援、高齢者生活支援等 ・上記事業の施設等を活用し、発展的に行うイベント開催やPR活動等	1/3		1/3	1/3	○対象経費 ・創業支援事業 謝金、旅費、庁費、事業経費 ・空き地空き店舗利用促進事業 庁費、事業経費 ○補助限度額 ・創業支援事業 1,500千円 ・空き地空き店舗利用促進事業 1年次 2,000千円 2・3年次 600千円	山梨県商店街空き店舗対策費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
産業支援課	県	山梨県運輸振興事業費補助金	県単	バス事業を行う市町村が実施する輸送サービスの改善等に係る事業	定額		定額		国の通達に定める算定方法による定額補助	山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
労政雇用課	厚生労働省	ふるさと雇用特別基金事業市町村補助金	間 接	求職者等に対する継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、NPO法人、その他の法人等に対する委託により行う事業	10/10	10/10			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が企画した新規事業(振替事業でないこと)。</li> <li>・建設、土木事業でないこと。</li> <li>・雇用機会を創出する効果が高い事業であること。</li> <li>・地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること。</li> <li>・新規雇用する労働者の雇用期間は、原則、1年以上とし、更新ができるものであること。</li> <li>・委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費は1/2以上であること。</li> </ul>	山梨県ふるさと雇用再生特別基金事業市町村補助金交付要綱	
		緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金	間 接	失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のため、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人等に対する委託事業又は市町村が直接実施する事業(ただし、地域社会雇用分野の事業は委託事業のみ。)	10/10	10/10			<p>1 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業</p> <p>①市町村が企画した新規事業(振替事業でないこと)。ただし、重点分野雇用創出事業については、重点分野(介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用)に該当する事業であること。</p> <p>②建設、土木事業でないこと。</p> <p>③雇用、就業機会を創出する効果が高い事業であること。</p> <p>④地域内にニーズがあり、失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会に相応しい事業であること。</p> <p>2 地域人材育成事業</p> <p>①～③は1と同じ。</p> <p>④重点分野又は県において、当該地域の成長分野として設定した4分野に該当する事業であること。</p> <p>⑤失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就職するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。</p> <p>⑥事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場でのOJTや職場外でのOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うこと。</p> <p>3 全体要件</p> <p>①緊急雇用事業の雇用期間は6ヶ月以内で1回更新可。重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業は1年以内で、更新不可、又は、6ヶ月以内で1回更新可。</p> <p>②事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費割合が1/2以上であること。ただし、地域人材育成事業(介護分野の事業を除く。)については、個々の事業については、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を3/5以上とすることを基本とする。</p>	山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
産業立地推進課	経済産業省	電源地域産業関連施設等整備費補助金	直接	研究開発施設、試験施設、貸工場、貸事業場、人材育成施設、情報提供施設、製販一体型施設、展示販売施設、物流施設、及びこれらの施設に付帯する施設並びに研究機器及び情報機器	1/2	1/2		1/2	・補助対象地域 電源地域であり、かつ、企業立地促進法に基づく「基本計画」において集積区域として設定された区域内であること。	電源地域産業関連施設等整備費補助金交付要綱	
		山梨県企業立地基本計画推進事業補助金	県単	①工場等用地基礎調査事業 ・計画レイアウト等工場等用地の整備に関する調査に要する費用の一部を助成	1/2		1/2	1/2	基準額 4,600千円	山梨県企業立地基本計画推進事業補助金交付要綱	
	②工場等用地整備事業 ・工場等用地の整備のため市町村等が借り入れた資金(企業債等)の利子を平成24年度まで補給				10/10		10/10	基準額 知事が必要と認めた額			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
観光振興課	県	やまなし観光地域経営支援事業費補助金	県単	○県内の主要観光地が行うソフト事業	1/2		1/2	1/2	○初年度に協議会等を設置し、アドバイザー及び県・市町村支援チームとともに決定したソフト事業に要する経費を補助する。 ○補助限度額 2,000千円	やまなし観光地域経営支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
観光資源課	環境省	環境保全施設整備費補助金	間接	○山小屋事業者(市町村)が行う山小屋における排水・し尿処理施設、緊急避難施設等の整備に対し補助する。 ・排水・し尿処理施設(トイレ・処理エネルギー施設を含む) ・廃棄物分別・処理施設 ・緊急避難・応急医療施設	1/2	1/2		1/2	○市町村が自然公園内の山小屋事業者であること。山小屋とは次の要件をすべて満たす施設とする。 ①登山者の利用に供する宿舎、休憩所あるいは避難小屋(避難小屋にあつては民間事業に限る)であること。 ②商業電力、上水道、下水道、車道のいずれかが利用できない場所にあること。 ③一般のゴミ収集区域外にあること。 ④相当程度の利用者数があること。 ○補助限度額 5,000千円(下限)	山梨県山岳環境保全対策施設整備費補助金交付要綱	
	県	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金	県単	○地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設	1/2		1/2	1/2	事業費が5,000千円以上であること。 ○対象施設 公衆トイレ、休憩合、観光案内所、駐車場、避難小屋、登山道、遊歩道、展望施設(四阿)、総合案内板、ベンチ等休憩施設、広場及び園地、誘導標識類その他必要と認められる施設 ○補助金限度額 10,000千円以内	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農政総務課	農林水産省・県	農業委員会費補助金	間接	農地法に基づく事務の適性実施のための業務費	定額	定額			農業委員会の事業に要する経費に補助する。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		農地有効利用支援補助金	間接	農地の有効利用を図るための業務費	定額	定額			農業委員会の事業に要する経費に補助する。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		農業委員会交付金	間接	農業委員会交付金事業 1. 委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査、農地基本台帳整備費	定額	定額			農業委員会の事務に要する経費の財源に充てる。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考											
						国	県	市町村														
農村振興課	国土交通省	地籍調査事業費負担金	間接	地籍調査事業	3/4	2/4	1/4	1/4	1. 市町村が行う地籍調査事業の実施に伴う経費 2. 地籍図の作成 3. 地籍簿の作成	国土調査法による地籍調査費負担金交付要綱 山梨県地籍調査事業負担金交付要綱												
	農林水産省	農地利用集積推進事業費補助金	間接	農地利用調整活動支援事業 1. 利用集積交付金 2. 推進費設置費	1/2以内 定額	1/2以内 定額		1/2	市町村段階の農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から委任、代理等で農地を集めて面的集積する取り組みに対し助成する。	山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱												
		耕作放棄地再生活用促進事業費補助金	間接	耕作放棄地の解消を通じて、農地の有効利用及び地域振興を図る事業に対し助成する。 1. 耕作放棄地解消促進事業	1/2	1/2		1/2	・多様な担い手による耕作放棄地の解消	山梨県耕作放棄地再生活用促進事業費補助金交付要綱												
		農業経営構造対策事業費補助金	間接	地域の担い手となる経営体の育成を図ることを目的とし、その目的達成のための施設整備に対し助成する。また、施設整備にあたり地域の合意形成を行う地域に対し助成する。 1. 経営構造対策事業	2/5・1/2・1/3	2/5・1/2・1/3		3/5・1/2・2/3	市町村が経営構造対策事業計画書に基づいて行う事業に要する経費、また、農協、土地改良区、農業委員会、公社、農業者の組織する団体等が、同計画書に基づいて行う事業に対し、市町村が補助するに要する経費を補助する。	山梨県農業経営構造対策事業費補助金交付要綱 山梨県経営構造対策推進事業実施要領												
			県単	2. 市町村経営構造対策推進事業	1/2		1/2	1/2														
		中山間地域等直接支払交付金	間接	生産条件の不利な中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、協定に基づき農業生産活動等を行う農業者等に交付金を支払う。	3/4・2/3	1/2・1/3	1/4・1/3	1/4・1/3	生産条件の不利な中山間地域等で1ha以上の農振農用地を対象として協定を締結し、継続して行われる農業生産活動等や地域の実情に即した生産性、収益向上や担い手育成、集落営農化などの整備に向けた活動を行う。  通常単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10a当り単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水田</td> <td>1/20以上</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>1/100～1/20未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>15度以上</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>8～15未満</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> ・最低限の農地管理活動を行う協定には通常単価の8割を交付する。 ・担い手の規模拡大や小規模高齢化集落支援など積極的な取組みを実施する場合は、取組みに応じて、田で500～4,500円/10a、畑で500～1,800円/10aの加算を行う。	地目	区分	10a当り単価	水田	1/20以上	21,000円	1/100～1/20未満	8,000円	畑	15度以上	11,500円	8～15未満	3,500円
地目	区分	10a当り単価																				
水田	1/20以上	21,000円																				
	1/100～1/20未満	8,000円																				
畑	15度以上	11,500円																				
	8～15未満	3,500円																				
中山間地域等直接支払推進交付金	間接	市町村推進事業 ・説明会の開催等 ・確認事務及び交付金の支払事務等	定額	定額		定額	中山間地域等直接支払事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に充てるため交付する。	山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱														



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農村振興課	農林水産省	農地・水・環境保全向上活動推進費補助金	間接	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	定額	定額		定額	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費を充てるため交付する	山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱	
	県	やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金	県単	やまなし農業ルネサンス大綱の実現に向け、強い産地づくりや技術の向上及び新たな担い手の確保・育成につながる施設等の整備に対し助成する。	1/2以内		1/2以内		・受益戸数3戸以上 ・受益面積30a以上	やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金交付要綱	
		土地改良助成費補助金	県単	企業的農業経営推進支援モデル事業	50/100		50/100	50/100	企業的経営面積が1ha以上であること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
				耕作放棄地等再生整備支援事業	50/100		50/100	50/100	中山間直接支払制度や農地・水・環境保全対策などによる共同活動を行っている地域。また、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構造に耕作放棄地の発生防止・解消を図る区域としていること。 整備する対象地域に耕作放棄地面積1ha以上含まれていること。 耕作放棄地利用計画を作成し、その達成が見込まれていること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
		耕作放棄地等管理モデル事業費補助金	県単	地域の耕作放棄地等を、農業協同組合等が管理や農作業の一部受託を行うのに必要な農業機械等の整備に対し助成する。	1/2以内		1/2以内		地域の農地管理、農作業受託に積極的に取り組む市町村を事業実施区域とする農業協同組合等	山梨県耕作放棄地等管理モデル事業費補助金交付要綱	
		新リース樹園地整備支援事業費補助金	県単	耕作放棄されることが見込まれる農地を優良樹園地として整備し、新規就農者に貸し出すことに対して助成する。	1/2以内		1/2以内		未収穫期間の短縮を図るため、樹園地を整備して新規就農者に貸し出す農業協同組合	リース樹園地整備支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
果樹食品流通課	農林水産省	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金	間接	やまなし果樹産地施設等整備事業 ・小規模土地基盤整備 ・共同利用施設の整備等	1/2以内	1/2以内			産地の将来構想の実現に向けた園地の基盤整備、共同利用施設の整備等に要する経費に対して補助する。	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金交付要綱	
		野菜産地強化対策推進事業費補助金	間接	産地強化条件整備事業 ・低コスト耐候性ハウス ・共同利用施設 ・集団営農用機械 ・小規模土地基盤整備 等	1/2以内	1/2以内			近年輸入が急増している品目を中心に、産地が産地強化計画を策定し業務用野菜などの販路開拓をはじめ、①低コスト化②契約取引の推進③高付加価値化等の戦略を明確にした産地に対し、支援を行い、輸入野菜に対抗し得る産地を育成する。	野菜産地強化対策推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
畜産課	農林水産省	飼料自給率向上体制整備事業費補助金	間接	自給飼料生産基盤強化及び飼料生産に係る効率的な機械体系の導入のための条件整備	1/2以内 1/3以内	1/2以内 1/3以内			飼料自給率の向上が確実に見込まれる市町村、農協、営農集団及び農業生産法人	飼料自給率向上体制整備事業費補助金交付要綱	
	県	飼料生産受託組織緊急育成事業費補助金	単	自給飼料の作付けから収穫に係る作業を受託する組織に対し、作業受託に係る経費の一部を補助する。	1/5以内		1/5以内		自給飼料の作付けから収穫に係る作業を受託する組織	飼料生産受託組織緊急育成事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単位の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
花き農水産課	県	水田農業改革支援事業費補助金	県単	水田を利用した転作作物の栽培や、転作作物の地産地消を推進する取組み等に対し助成する。 ①水田転作生産拡大推進事業 ②保全管理水田等再生利用事業 ③麦・大豆等高品質化推進事業 ④転作作物地産地消推進事業 ⑤産地づくり対策促進事業	1/2以内		1/2以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体は、米の生産数量目標に沿った生産を行い、達成が見込まれている者であること。</li> <li>・①、③、④については、受益面積が概ね1ha以上であること。</li> <li>・②については、保全管理水田等の再生利用面積が概ね30a以上であること。</li> <li>・⑤については、国の水田利活用自給力向上事業の対象農家に対し、市町村又は農協が助成を行うこと。</li> </ul>	水田農業改革支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単位の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農業技術課	県	⑨ 環境保全型農業産地導入促進事業費補助金	県単	化学農薬・化学肥料の50%低減栽培(果樹は化学農薬30%低減)に産地単位で取り組む農業者集団に対し、取り組みの初期段階において必要となる機械・資材の経費を助成	1/2以内		1/2以内		農地・水・環境保全向上営農活動の導入が確実と見込まれる集団であること	山梨県環境保全型農業産地導入促進事業費補助金交付要綱	
	農林水産省・県	被害農家営農資金利子補給補助金(天災資金)	間接	利子補給補助事業	3/4～33/40	1/2～13/20	1/4～7/40	1/4～7/40	天災による被害農林漁業者が経営資金を農協等から借り受けた際、基準金利との差を市町村が利子補給した金額のうち一定額を補助する。	天災による被害農林漁業者等に対する補助金交付規程	
		農業経営基盤強化資金利子助成補助金	県単	利子助成事業	1/2		1/2	1/2	効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、日本政策金融公庫資金を借り入れた農業者に利子助成を行う市町村に対し、補助金を交付する。	山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱	
	農林水産省	GAP手法導入モデル産地推進支援事業費補助金	間接	農業生産工程管理手法の導入推進に伴うモデル産地の設置、手法導入に係る取り組みに必要な経費に対し助成	1/2以内	1/2以内			農業生産工程管理手法モデル産地としての取り組みを推進する市町村	山梨県GAP手法導入モデル産地等推進支援事業費補助金交付要綱	
	県	緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金	県単	平成10年1月の雪害に係る当該資金に利子補給を行う市町村に対し、補助金を交付する。	1/2		1/2	1/2	市町村が利子補給を行った金額の1/2以内とし、年1.5%を限度	山梨県緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金交付要綱	
(担い手対策室) 農業技術課	農林水産省	⑩ 新規就農者機械・施設整備事業費補助金	間接	新規就農者が機械・施設等を取得する場合、その取得に係る経費の一部を市町村を通じて助成する。	1/2以内	1/2以内			新規就農者が機械・施設等を取得する場合の、取得価格の1/2(400万円上限)以内	経営体育成交付金実施要綱	
		⑪ 認定農業者機械等整備事業費補助金	間接	農業経営の発展・改善を図るため、金融機関からの融資を活用して農業用機械や施設等を整備する認定農業者に対し助成する。	3/10以内	3/10以内			認定農業者等が融資を活用して機械・施設等を取得する場合の、融資残の自己負担部分について助成(最大で取得価格の3/10以内)	経営体育成交付金実施要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
耕地課	農林水産省	農村振興総合整備事業補助金	間接	山間地における小規模農業生産基盤の整備とあわせて農業集落における生活環境の条件整備を行う。					事業実施の対象となった農業集落にかかわる農用地の1/2以上が農業生産基盤の受益地となること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱		
		農村総合整備		75/100								50/100
		農林水産省	農業集落排水事業補助金	間接	農業振興地域における農業用排水の水質を保全し、機能維持を図る。	50/100	50/100		50/100	受益戸数おおむね20戸以上、対象人口おおむね1,000人程度以下 事務費は工事費の3.5%	同上	
		県	山梨県農業集落排水事業者普及促進費補助金	県単	農業集落排水事業を実施する市町村に対して、その促進を図る。	2.5/100		2.5/100		農業集落排水事業を実施するうえで、前年度の生活排水クリーン処理率が82%未満である市町村の一般会計に対して補助する。	山梨県農業集落排水事業普及促進費補助金交付要綱	
		農林水産省	団体営土地改良事業費補助金	間接	調査設計事業	50/100	50/100		50/100	各種土地改良事業調査	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
			農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (H19以降採択地区)	間接	基幹工種 ・農業用排水施設 ・農道 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理 付帯工種 ・農用地保全 ・農地造成 ・土壌改良 ・交換分合 ・営農用水施設 ・農業集落道 ・防災安全施設 ・土地利用推進 ・特認	50.5~ 55.5/100	50/100	0.5/100	49.5/100		同上	
			基盤整備促進事業 (H17以降採択地区)			中山間地 55/100	中山間地 0.5/100	44.5/100				
			地域農業水利施設ストックマネジメント事業							受益面積 10ha以上		
		農林水産省	やすらぎ空間整備事業	間接	農山漁村にある廃校や棚田などの貴重な地域資源を活用し、都市住民が「やすらぎ」を感じる空間として整備する施設等に対し助成する。 ・農業集落道 ・簡易給排水施設 ・地域資源活用総合交流促進施設 ・農林漁業体験施設 ・自然環境等活用交流学習施設	1/2	1/2		1/2	「定住等および地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画」によって、施設の利用計画を作成している市町村に対し補助する。	山梨県やすらぎ空間整備事業費補助金交付要綱	
			農業用水水源地域保全対策事業費補助金	間接	農業用水水源地域保全対策事業	10/10	10/10			事業実施主体の事務所が所在する森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区の区域内において、平成24年度末までに「農業用水水源保全対策事業実施要綱」第4に掲げる特定事業又は耕作放棄地対策の実施が見込まれていること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
耕地課	農林水産省	農地防災事業費補助金	間接	ため池等整備事業	50.5/100	50/100	0.5/100	45.5/100	ため池等整備事業(一般型) 受益面積 5ha以上 総事業費 800万円以上 土砂崩壊防止事業 総事業費 800万円以上	山梨県土地改良事業等 補助金交付要綱	
		災害復旧事業費補助金	間接	災害復旧費		増高申請 による補 助率		国費補助 残	一般災害 高率補助・連年災害補助 激甚災害補助	同上	
	県	土地改良助成費補助金	県単	鳥獣害防除事業	30/100		30/100	70/100	鳥獣害防除施設等であって受益面積が3ha以上あること(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上)	同上	
				特産農産物生産支援整備事業	50/100		50/100	50/100	特産農産物生産計画を作成した地域受益面積が3ha以上(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上)あること	同上	
				果樹団地化促進支援事業	100		100		山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画を策定している。果樹団地化推進事業のモデル地区の指定を受けている。農地の集団化・団地化が見込める地域であること。	同上	
		経営体育成土地利用調整推進事業補助金	県単	経営体育成基盤整備事業を実施する市町村に対し、その促進を図る。	50/100		50/100	50/100	経営体育成土地利用調整事業を実施する市町村に対して補助する。	山梨県経営体育成土地利用調整事業補助金交付要綱	
	内閣府(農林水産省)	道整備交付金	直接	広域農道整備事業	90/100	50/100	40/100	10/100	国の定める基準による農道整備に要する事業	地域再生法第13条第3項	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
(美しい県土整備総務課)	県	景観計画策定事業費補助金	県単	市町村が景観法に基づく景観計画を策定するために実施する次の事業 1 住民からの意見聴取会の開催事業 2 景観計画策定に係る調査委託事業 3 景観計画作成事業	1/2		1/2	1/2	200万円まで、かつ1回限り、単年度限り	予算補助 (山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱)	



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
道路整備課	国土交通省	長寿命化修繕計画策定事業費補助金	直接	市町村道整備事業	1/2	1/2		1/2	道路法に基づく市町村道で国土交通省が定める採択基準	道路法第56条 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱	
		⑨ 社会資本整備総合交付金 (活力創出基盤整備総合交付金)	直接	・市町村道整備事業 ・市町村道整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業	5.5/10 又は [1/2]	5.5/10 又は [1/2]		4.5/10 又は [1/2]	道路法に基づく市町村道及び関連事業で国土交通省が定める採択基準	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	財政力指数により、補助率のかさ上げ有り
	内閣府(国土交通省)	道整備交付金	直接	市町村道整備事業	1/2	1/2		1/2	道路法に基づく市町村道で国土交通省が定める採択基準 地域再生計画に位置づけられた事業	地域再生法第13条第3項	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
治水課	国土交通省	河川等災害関連事業費補助金	直接	河川等災害関連事業(一般関連事業)	1/2	1/2		1/2	災害関連費 総工事費のうち災害関連工事の占める割合が5割以下で1箇所の災害関連工事費が県にあっては2,400万円以上、市町村にあっては1,800万円以上	公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和32年7月15日建設省河発第351号) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条 予算補助		
				河川等災害関連事業(特定関連事業)	1/2	1/2		1/2	災害復旧事業の工事費以内で900万円以上4,500万円未満(人工構造物は7,000万円未満)	予算補助		
				河川等災害関連事業(特定小川災害関連環境再生事業)	1/2	1/2		1/2	関連する災害復旧工事費以内	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条		
			河川等災害復旧助成事業費補助金	直接	河川等災害関連特別対策事業	4/10	4/10		6/10	1,200万以上1億円未満	予算補助 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条	
		(新) 社会資本整備総合交付金 (水の安全・安心基盤整備総合交付金)	直接	準用河川改修事業	1/3	1/3		2/3	総合流域防災事業費	総合流域防災事業の実施について(平成21年3月31日国河計第115号)		
			直接	都市基盤河川改修	1/3	1/3	1/3	1/3	2/3	国土交通省の定める都市基盤河川の改修事業	河川法第65条の2	
			河川等災害復旧事業費負担金	直接	公共土木施設災害復旧事業	2/3以上	2/3以上		1/3	災害復旧事業費 1施行ヶ所の工事費60万円以上	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	
			水防資材費補助金	直接	水防資材整備事業	2/3	2/3		1/3	水防用資材費 激甚災害指定35万円を越える部分がある場合(超過額に対して補助)	水防資材費国庫補助基準	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
都市計画課	国土交通省	新 社会資本整備総合交付金 (活力創出基盤整備総合交付金)	直接	結節点改築	1/2	1/2		1/2	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	道路整備費の財源等の特例に関する法律	
			直接	街路事業、土地区画整理事業	5.5/10	5.5/10		4.5/10	道路法に基づく市町村道(街路)で国土交通省の定める採択基準	道路整備費の財源等の特例に関する法律 共同溝の整備に関する特別措置法	
		新 社会資本整備総合交付金 (市街地整備総合交付金)	直接	都市公園事業	用地1/3 施設1/2	1/3 1/2		2/3 1/2	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	都市公園法	
			直接	都市公園防災事業	用地1/3 施設1/2	1/3 1/2		2/3 1/2	同上	同上	
			直接	都市再生整備計画に位置づけた「①地域の特性を生かしたまちづくり、②地域経済・社会の活性化」に資する事業	4/10以内 4/10以内	4/10以内 4/10以内		6/10以上	既存の国庫補助事業である基幹事業(道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設)と採択基準にしばられない自由な事業(提案事業)を組み合わせて3~5年間で実施する場合に、交付対象事業費の最大40%の国費が交付される	都市再生特別措置法	平成16年度新設
		直接	都市防災総合推進事業	1/2 (1/3)	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)	地方公共団体が策定する「都市防災事業計画」に基づく事業( )は、構造費まちづくり活動支援に対する率	都市再生推進事業費補助金交付要綱		
	新 社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)	直接(間接)	市街地整備、「整備計画作成」	1/3 (1/3)	1/3 (1/3)	1/6 (1/6)	1/2 (1/6)	都市計画事業である市街地再開発事業	都市再開発法、市街地再開発事業等補助要領、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱	「」は県費「0」 ( )は組合施行	
	県(国土交通省)	土地区画整理事業補助金	直接 県 単	公共団体等区画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて市町村が実施する土地区画整理事業	7.5/10 7.75/10	5/10 5.5/10	2.5/10 2.25/10	2.5/10 2.25/10	幅員12m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地内では幅員8m以上)	公共団体等区画整理補助事業実施要領 山梨県公共団体土地区画整理事業補助金交付要綱	
		組合土地区画整理事業補助金	間 接	組合区画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて組合等が実施する土地区画整理事業	10/10	5/10 5.5/10	1/4 (0) 2.25/10 (0)	1/4 (5/10) 2.25/10 (4.5/10)	既成市街地内で幅員8m以上の都市計画道路の新設・改築及び既成市街地外で幅員12m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地外の市町村管理都市計画道路は県負担対象外)	組合等区画整理補助事業実施要領 山梨県組合等土地区画整理事業補助金等交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
下水道課	国土交通省	(新) 社会資本整備総合交付金 (水の安全・安心基盤整備総合交付金)	直接	污水管渠整備 地方公共団体の個人助成への補助	1/3・1/2	1/3・1/2		2/3・1/2	国土交通省の定める「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」に該当するもの 他	下水道法34条	
				処理場の整備及び改築更新(水処理) 合流改善 地震対策(水処理) 新世代・光ファイバー他	1/2・ 5.5/10	1/2・ 5.5/10		1/2・ 4.5/10	終末処理場として補助しているもの 合流式下水道の区域内で行う、滞水地、貯蓄施設の設置、遮集管の増設、雨水吐口の改良等 下水道機能確保のため、今後増大する老朽施設について計画的な機能高度化をする事業 下水道管理用光ファイバーの敷設 他	同上	
				処理場の整備及び改築更新(汚泥処理) 地震対策(汚泥処理) 下水道資源循環利用計画策定及び民間活用(PFI) 汚泥有効利用	1/3・1/2  5.5/10	1/3・1/2  5.5/10		2/3・1/2  4.5/10	終末処理場として補助しているもの 下水道機能確保のため、今後増大する老朽施設について計画的な機能高度化をする事業 汚泥やバイオガスの有効利用を実施する施設の整備	同上	
				地震対策(管渠) 改築更新(管渠) 下水道長寿命化計画策定他	1/2	1/2		1/2	地震対策及び「下水道地震対策緊急整備計画」に位置づけた施設の改築更新等 「下水道長寿命化計画」に位置づけた施設の改築更新等	同上	
				雨水管渠整備 都市下水路	1/2  4/10	1/2  4/10		1/2  6/10	国土交通省の定める「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」に該当するもの 集水面積が50ha以上のもの。浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。全体事業費3億円以上。	同上	
				公共下水道 特定環境保全公共下水道	管・1/2  処・1/2  〃・ 5.5/10	1/2  5.5/10		1/2  4.5/10	住宅建設事業、宅地開発事業に関する基幹的な公共施設整備(道路・下水・河川等)で通常の国庫補助事業に加え別枠で補助を行う。	住宅市街地基盤整備事業制度要綱	
	内閣府(国土交通省)	污水処理施設整備交付金	直接	污水処理施設の整備	管・1/2  処・ 5.5/10  処1/2	1/2  5.5/10  1/2		1/2  4.5/10  1/2	3省(国土交通省、環境省、農林水産省)の污水処理施設の内、2省以上の施設を整備しており、国が地域再生計画を認定した市町村が行う普及促進事業	地域再生法第19条第2項第2号	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
下水道課	県	山梨県公共下水道普及促進費補助金	県単	公共下水道事業を実施する市町村の財政援助及び事業の促進を図る	国庫補助対象事業費の2.5%以内 市町村単独事業費の2.5%以内		10/10		下水道事業を実施する市町村の一般会計に対する交付生活排水クリーン処理率が82%未満であること等	山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	(新) 社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)	直接	地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	基幹事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅地区改良事業等 ・優良建築物等整備事業 ・住宅市街地盤整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業等 提案事業 ・地域の政策の実施に必要な事業	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	
			直接	市町村が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	主体及び屋外付帯工事に要する経費	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領	
				民間が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	1/3	1/3		1/3	共同施設等整備に要する経費 これらの経費の合計額の2/3を限度		
			直接	地区住民の発意と創意を尊重した、ゆとりとうるおいのある市街地の形成					次のいずれかに該当する地区で 区域面積1ha以上。 ・接道不良住宅率70%以上 ・住宅密度30戸/ha以上 ・区域内の幅員6m以上の道路が 総延長の1/4未満 ・公園、広場、緑地の面積3%未満 ・条例等により景観形成を図るべきこととされている区域	街なみ環境整備事業制度要綱	
				①協議会活動助成事業	1/2	1/2		1/2			
	②整備方針策定事業	1/2	1/2		1/2						
	③街なみ整備事業	1/2	1/2		1/2						
	④街なみ整備助成事業	1/3	1/3		2/3						

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	(新) 社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)	直接	アスベスト改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	1/3  調査 10/10 (25万円/ 棟以内) 以内	1/3	—	2/3	次の事業を補助対象とする。 ・吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱	
				アスベスト改修事業を実施する民間事業者に対し補助を行う市町村に対し補助を行う。	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内(調査の場合は、市町村が補助する額以内かつ、25万円/棟以内)	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内	—	—			
			直接	住宅・建築物の耐震診断・耐震改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	1/2  1/3	1/2  1/3		1/2  2/3	次の事業を補助対象とする。 ・住宅の耐震化の支援に関する事業 ・建築物の耐震化の支援に関する事業 ・避難所等の耐震改修、建替えに関する事業	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱	
			間接	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転  ①危険住宅の除去に要する経費助成 ②危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する経費助成	3/4	2/4	1/4	1/4	除去等については1戸当780千円を限定 建設、購入については1戸当4,060千円(建物3,100千円、土地960千円)を限度 特殊地域1戸当たり7,080千円(建物4,440千円、土地2,060千円、敷地造成580千円)	住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	(新) 社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)	直接	地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業  狭あい道路拡幅整備事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業(ハード事業)	1/2  1/3	1/2		1/2	狭あい道路に係る調査、測量、分筆、登記、データベースの築造に要する費用 狭あい道路拡幅整備に係る調査、設計、築造、舗装に要する費用	狭あい道路整備等促進事業制度要綱	
		山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金	県単	アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し、補助を行う。	市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内	—	市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内。ただし、事業に要する費用は、3,000万円を限度とする。	任意	次の事業を補助対象とする。 ・露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。	山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱	
	木造住宅耐震診断支援事業補助金	県単	国の補助制度に基づき市町村が行う、木造住宅の耐震診断事業	1/4		1/4	1/4	○補助対象 ・個人所有の1戸建の住宅 ・在来工法で建築され、2階建以下のもの ・昭和56年5月以前に着工したもの  ○補助限度額7,500円/戸	緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付要綱		



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築 住宅 課	県	木造住宅耐震化支援事業補助金	県単	個人の木造住宅耐震改修に補助する市町村に対して補助を行う。	1/4		「改修費の1/4」かつ「市町村が補助する金額の1/2」かつ30万円を上限とする。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅で、総合評点が1.0以上となるよう改修を行うもの。 ただし、東海地震の想定震度が6強以上となる地域を含む市町村においては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅が対象。 (一般世帯が対象)	緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金交付要綱	
					1/3		「改修費の1/3」かつ「市町村が補助する金額の1/2」かつ40万円を上限とする。		(高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象) ※他の内容は上記に同じ		
		耐震性向上型改修支援事業補助金	県単	個人の木造住宅耐震性向上型改修に補助する市町村に対して補助を行う。	1/3		「改修費の1/3」かつ「市町村が補助する金額の1/2」かつ40万円を上限とする。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅(S45.12.31以前に着工)で、総合評点が0.7以上1.0未満となるよう改修を行うもの。 (高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象)		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単位の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	県	(新) 木造住宅耐震化建替支援事業費補助金	県単	耐震性の低い個人の木造住宅の建替に補助する市町村に対して補助を行う。	1/4			任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅の建替を行うもの。 ただし、東海地震の想定震度が6強以上となる地域を含む市町村においては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅の建替が対象。 (一般世帯が対象)	木造住宅耐震化建替支援事業費補助金交付要綱	
					1/3			任意			
		(新) 木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金	県単	耐震性の低い個人の木造住宅への耐震シェルターの設置に補助する市町村に対して補助を行う。	1/4			任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置するもの。 (一般世帯が対象)	木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金交付要綱	
					1/3			任意			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	公立学校施設整備費負担金	直 接	公立小・中学校校舎の新增築事業	1/2	1/2		1/2	不足教室の解消	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律		
				公立小・中学校屋内運動場の新增築事業	1/2	1/2		1/2	未保有校の解消 不足面積の解消			
				公立小・中学校統合校舎等の新增築事業	1/2 ⑥ 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	統合に伴い必要な校舎又は屋内運動場の確保			
		安全・安心な学校づくり交付金	直 接		公立小・中学校危険建物の改築事業	1/3 ⑥⑦ 5.5/10	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10	木造の建物については耐力度5, 500点以下、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造及びこれら以外の建物については耐力度4, 500点以下の危険建物の改築		⑧は財政力0.40未満
					地震防災対策事業(改築)	1/2	1/2		1/2	地震防災対策強化地域内における公立小中学校の校舎で構造上危険な状態にあるものの改築	大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画に計上されたもの
					地震防災対策事業(補強)	1/2 ※2/3	1/2 2/3		1/2 1/3	公立小中学校の木造以外の校舎、屋内運動場の補強 ※S53～S55平均財政力指数0.5以下の市町村及びIs値0.3未満のものの補強	大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地震防災対策特別措置法	地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画に計上されたもの
					公立小・中学校へき地集会室等の新增築事業	1/2	1/2		1/2	へき地集会室(体育、音楽等の学校教育及び社会教育用の施設)の確保 へき地児童生徒用の寄宿舎の確保	へき地教育振興法	
						5.5/10	5.5/10		4.5/10	(過疎地域の小中学校の統合により必要となる寄宿舎の場合)		
						1/3	1/3		2/3	幼稚園の園舎の確保 幼稚園の学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む		
					(次ページにつづく)							



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学校施設課	文部科学省	(前ページつづき)	直接	木の教育環境施設整備事業	1/3	1/3		2/3	○木のふれあいの場(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程) 補助対象工事費 各学校ごとに600万円以上 (心の教室は400万円以上) 上限2,000万円 ○専用講堂(小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る) (基準面積1000㎡) 補助時限 H24まで		
			直接	大規模改造事業	1/3 財政力指数(直近3年平均) 1.00超 の市町村	1/3		2/3	(公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程が対象) 非木造の校舎、屋内運動場、寄宿舎等で建築後20年以上経過したものの全面的改造工事(下限7,000万円) 防火扉、火災報知器、下水道への接続工事、PCBを使用した照明器具の交換工事など法令等に適合させるための改造工事(下限400万円) 教育内容・方法の変化に適合させるための内部改造費(下限2,000万円)ただし、トイレ改造については下限400万円、新世代型学習空間の整備は下限1,000万円		小規模学校等特別な事情のあるものは下限を1,000万円とする。 補助基本額の上限は校内LANの整備については3,000万円、それ以外については、2億円を限度
		(次ページにつづく)			2/7	2/7	5/7	校内LAN(既設)の整備 (高等学校及び中等教育学校の後期課程も対象) (下限400万円) コンピュータ教室及びLL教室並びに原則として積雪寒冷地を除く地域の音楽教室、家庭教室、図書室、職員室、保健衛生室、教育相談室に係わる空調設置に要する経費 (小中学校については、普通教室・特別教室など、児童生徒等がある程度の時間以上過ごす全ての部屋の空調設置に要する経費が対象となる。ただし、普通教室などの一部部屋については原則として積雪寒冷地を除く地域に限られ、また、環境に配慮した空調方式とする必要がある) (下限400万円) 障害児等の学習環境を改善するためのエレベーター・自動ドア等の設置工事 (下限400万円) 安全管理対策上必要な低学年教室や管理諸室の配置換えに伴う改造経費、門、フェンス等の配置や改修に要する経費 (下限1,000万円)			



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学校施設課	文部科学省	(前ページつづき)		②寄宿舎設備整備費 地方公共団体がへき地学校等に設置する通年制の寄宿舎に整備する設備の購入事業	1/2	1/2		1/2	②1舎あたり 新設寄宿舎 30万円 既設寄宿舎 15万円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱	
				(2)遠距離通学費等 ①遠距離通学費 学校統合の行われた年度又はその翌年度から引き続き通学費を負担することとした当該統合に係る小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業	1/2	1/2		1/2		へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱	
				②寄宿舎居住費 公立の小・中学に寄宿舎を設置し、これにへき地学校等の児童生徒を入舎させ、該当児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舎居住に要する食費、日用品費及び寝具費を市町村が徴収を免除する事業	1/2	1/2		1/2	②1人あたり 食費等日額 1,370円12銭 寝具類 5,250円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱	
				③高度へき地修学旅行費 高度へき地学校の児童・生徒にかかる小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち交通費、宿泊費、見学料、及び旅行傷害保険料並びに均一に負担すべきこととなるその他の費用を市町村が負担する事業					③財政力指数 0・4未満 補助率2/3 0・4以上 補助率1/2	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱	
				理科教育設備整備費等補助金	直接	小・中学校及び高等学校における理科・算数及び数学に関する教育のための設備を整備するために必要な経費の一部を補助する。	1/2	1/2		1/2	理科設備 算数・数学設備

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
義務 教育 課		幼稚園就園奨励費補助金	直接	0	1/3	1/3		2/3	1. 生活保護世帯 2. 市町村民税非課税世帯 3. 市町村民税所得割非課税世帯 4. 市町村民税所得割課税額が34,500円以下の世帯(私立のみ) 5. 市町村民税所得割課税額が183,000円以下の世帯(私立のみ)	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	
	文 部 科 学 省	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金	直接	(1) 経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費、医療費等の一部を補助する。  (2) 特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担能力の程度に応じて、就学のため必要な経費の全部又は一部を支弁する。	1/2  1/2	1/2  1/2		1/2  1/2	学用品費当該年度に定める額  保護者等の収入額が必要額の2.5倍以上、通学費全額職場実習交通費、交流学习交通費は3/4の額支給、2.5倍未満、通学費、職場実習交通費、交流学习交通費のみ全額支給、他は半額支給	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	
	県	「やまなし」心づくり研究指定校事業費補助金	県単	豊かな心の育成を推進する、小・中学校が連携して道徳教育を計画・実施するため、その経費の一部補助する。	1/2		1/2	1/2	1校100千円を限度	「やまなし」心づくり研究指定校事業費補助金交付要綱	



主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
高校教育課	文部科学省	(新) 公立高等学校授業料不徴収交付金	直接	公立高等学校においては授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国が定める算式に基づき交付する。	国が定める算式及び率	10/10			公立高等学校基礎授業料月額×12月×基準日の生徒数×調整率 ※基準日…当該年の10月1日 調整率…文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間 接 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
社会教育課	文部科学省	放課後子どもプラン推進事業費補助金	間 接	放課後子どもプランの推進 1放課後子ども教室推進事業費 2放課後子ども教室備品整備事業費 (放課後児童健全育成事業費等については福祉保健部児童家庭課欄に掲載)	1/3	1/3	1/3	1/3	1. 放課後子ども教室の運営に係わる経費 (1)放課後子ども教室運営費 (2)運営委員会経費 (3)コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額 2. 放課後子ども教室の備品に係わる経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱	
		やまなし学校応援団育成事業	間 接	地域で学校を支援する体制づくりを推進する	10/10	10/10			・学校応援団育成協議会運営費 ・市町村実行委員会経費 ・学校応援団経費	「学校支援地域本部事業」実施委託要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
スポーツ健康課	文部科学省	安全・安心な学校づくり交付金	直接	社会体育施設及び公立学校の体育施設照明、クラブハウス、水泳場、武道場等の整備						スポーツ振興法 安全・安心な学校づくり 交付金交付要綱	
					1/3	1/3		2/3	○地域スポーツセンター新設 対象面積 2,000㎡～4,000㎡ ただし、研究又は宿泊機能を併設する施設の場合 2,000㎡～6,000㎡		
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	○地域スポーツセンター改造 対象面積 1,500㎡以上(改造前) 2,000㎡以上(改造後)		
					1/3	1/3		2/3	○地域武道センター(柔剣道場) 対象面積 550㎡～2,100㎡ ○地域武道センター(弓道場)		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール(地域スイミングセンター) 一般(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ 浄水型(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2 浄水型(屋外) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール(社会体育施設) 浄水型(屋内) 対象面積 600㎡(水面積) 浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/2	1/2		1/2	○水泳プール(社会体育施設) 浄水型(屋内) 対象面積 600㎡(水面積) 浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/2	1/2		1/2	○水泳プール(社会体育施設) 浄水型(屋内) 対象面積 600㎡(水面積) 浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/3	1/3		2/3	○地域屋外スポーツセンター 対象面積(運動場分) 5,000㎡～10,000㎡ 対象面積(照明施設分) 5,000㎡～10,000㎡ 対象面積(クラブハウス分) 330㎡		
					1/3	1/3		2/3	○石綿健康等被害防止 石綿の除去、囲い込み、封じ込め		
1/3	1/3		2/3	○屋外運動場照明 平均照度100ルクス以上、被照明面積900㎡～6,000㎡							

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
スポ ー ツ 健 康 課	文 部 科 学 省				1/3	1/3		2/3	○クラブハウス 対象面積 300㎡ 小学校、中学校、高等学校の体育施設を一般住民に開放するための管理室、談話室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等の施設		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール(公立学校体育施設) 一般(屋内)		
					1/3	1/3		2/3	対象面積 400㎡(水面積) 一般(屋外)		
					1/3	1/3		2/3	対象面積 400㎡(水面積) 浄水型(屋内)		
					※1/2	※1/2		※1/2	対象面積 400㎡(水面積) ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3	浄水型(屋外)		
					※1/2	※1/2		※1/2	対象面積 400㎡(水面積) ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	○水泳プール耐震補強		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール上屋 対象面積 600㎡		
					1/2	1/2		1/2	○中学校武道場(新築) 柔道場・相撲場:対象面積 250㎡ 剣道場・なぎなた場:対象面積 300㎡ 柔剣道場:対象面積 450㎡		
1/3	1/3		2/3	○中学校武道場(改築) 柔道場・相撲場:対象面積 250㎡ 剣道場・なぎなた場:対象面積 300㎡ 柔剣道場:対象面積 450㎡							
				学校給食の開始及び改善充実に必要な施設、設備の整備	新增築 1/2	1/2		1/2	(施設) 児童、生徒数に応じて定められている面積に別に定める建築単価を乗じて得た額	安全・安心な学校づくり 交付金交付要綱	
					改築 1/3	1/3		2/3	(設備) 児童、生徒数に応じて別に定める金額 (解体・撤去費) 公共事業等に使用されている積算基準を参考とし、事業箇所の実情に応じて算出		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																												
						国	県	市町村																																															
スポーツ健康課	文部科学省	要保護児童生徒援助費補助金(医療費等)	直接	経済的理由によって、就学困難と認められる児童、生徒に対する就学援助	1/2	1/2		1/2	要保護児童生徒に対する医療費、学校給食費 医療費 平均額12,000円 給食費 (完全給食) 小学校 51,000円 中学校 58,000円 (補食給食) 小学校 39,000円 中学校 44,000円 (ミルク給食) 小学校 8,000円 中学校 8,000円	学校保健安全法 学校給食法 要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金 交付要綱																																													
		へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費)	直接	医師、歯科医師等の派遣  へき地学校心臓検診事業	1/2  1/3	1/2  1/3		1/2  2/3	派遣費(謝金・旅費)  別表A <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医師</th> <th>歯科医師</th> <th>薬剤師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>謝金</td> <td>44,000円</td> <td>44,000円</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> 別表B <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">医師</th> <th colspan="2">歯科医師</th> <th colspan="2">薬剤師</th> </tr> <tr> <th>人員</th> <th>回数</th> <th>人員</th> <th>回数</th> <th>人員</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童生徒数が100人未満の学校</td> <td>3人</td> <td>1回</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数が100人以上200人未満の学校</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数が200人以上の学校</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> 別表Aおよび別表Bにより算出した額の定額(1/2)を上限とし、派遣費の1/2の額 へき地学校心臓検診事業 市町村ごとの実施児童生徒に2,260円を乗じて得た額の定額(1/3)を限度とし、補助対象経費の1/3以内の定額	区分	医師	歯科医師	薬剤師	謝金	44,000円	44,000円	34,000円	旅費	6,000円	6,000円	6,000円	区分	医師		歯科医師		薬剤師		人員	回数	人員	回数	人員	回数	児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1	児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2	児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1	3
区分	医師	歯科医師	薬剤師																																																				
謝金	44,000円	44,000円	34,000円																																																				
旅費	6,000円	6,000円	6,000円																																																				
区分	医師		歯科医師		薬剤師																																																		
	人員	回数	人員	回数	人員	回数																																																	
児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1																																																	
児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2																																																	
児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1	3																																																	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 術 文 化 財 課	文化庁(県)	国宝重要文化財等保存整備費補助金	直 接  県 単	建造物、美術工芸品の保存修理事業又は防災施設の整備及び埋蔵文化財の発掘調査、史跡の保存整備 ・発掘調査、整備計画立案 ・史跡名勝天然記念物の総合整備活用※  ・建物の復元、整地、盛土、芝張り等の工事 ・説明板、案内板等の設置	75/100～ 92.5/100  ※ 50/100～ 75/100	(直接) 50/100～ 85/100  ※ 50/100	(県単) 25/100～ 5/100  ※ 25/100～ 0/100	25/100～ 5/100  ※ 50/100～ 25/100	(国) 重要文化財の修理又は防災施設等の整備及び埋蔵文化財発掘調査・史跡の保存整備等に要する経費の1/2～85/100  (県) 国庫補助残額の1/2以内	文化財保護法 山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	事業規模指教に応じた加算率  ※史跡等総合整備活用推進事業の場合
		史跡等購入費補助金	直 接  県 単	史跡等買上げ  ・史跡指定地内の民有地の現状変更の制限により生じる損失補填(財産権の尊重)	90/100	(直接) 80/100	(県単) 6.6/100	13.4/100	(国) 国指定史跡の買上げに要する経費の80/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内	同 上 同 上	
	文化財保存事業費補助金	県 単	文化財修理事業 " 防災施設事業 " 保存施設事業	75/100		50/100	25/100	山梨県指定文化財等の修理、防災施設、保存施設、説明板標識柱の設置	山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱		
県		無形民俗文化財保存事業費補助金	県 単	無形民俗文化財に対する補助金 ・後継者養成事業 ・記録作成及び用具等補助事業 ・関東ブロック民俗芸能大会の出演団体に対する補助	75/100		50/100	25/100	・後継者養成事業(上限8万円) ・記録作成及び用具等補修事業(上限10万円) ・関東ブロック民俗芸能大会出演団体への補助(定額20万円) (但し本県が開催県の場合、定額10万円)	山梨県無形民俗文化財保存事業費補助金交付要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消 防 防 災 課	(財)自治総センター	ふるさと消防団活性化助成事業	直接	地域住民の消防団に対する理解と認識を深め、地域住民の消防団活動に対する積極的協力を得るため必要となる施設又は設備の整備に関する事業	10/10以内				・宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの ・1件につき50万円乃至100万円の範囲内の額で10万円単位とする	ふるさと消防団活性化助成事業実施要綱	
		自主防災組織育成助成事業	直接	ア. 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織等が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。 イ. 平成22年度地域防災スクールモデル事業に選定された事業。	10/10以内				ア. 30万円乃至200万円。 イ. 30万円乃至250万円。ただし、このうち設備の整備については200万円を上限とする。	平成22年度コミュニティ助成事業実施要綱	
	消防補償員等共催基金	消防団員安全装備品整備等助成事業	直接	消防団員の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業 ・安全帽 ・靴 ・防火衣一式 ・手袋 ・反射チョッキ ・防寒衣 ・携帯用投光器 ・救命胴衣 ・安心健康管理事業 ・その他基金理事長が特に認めるもの	10/10以内				・都道府県の配分額は基金からの通知による(安心健康管理事業は別計で1団体あたり600千円) ・新規事業を対象とし、更新は対象としない	消防団員安全装備品整備等助成金交付事業実施要領	
(財)日本消防協会		安全で災害に強い地域づくり推進事業	直接	・市町村の女性消防隊及び少年消防クラブの育成強化を図るための助成を通じて安全で災害に強い地域づくりを推進する (1)女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業 ・初期消火活動及び予防活動 ・初期消火活動及び応急救護普及活動 (2)少年消防クラブ消防防災実践活動モデル事業 (初期消火訓練用・災害救助訓練用・応急救護普及活動用・学習等その他クラブ活動の円滑な実施に必要な資機材)	10/10以内				・宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの (1)女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業 ・初期消火活動及び予防活動 1,000千円以内 ・初期消火活動及び応急救護普及活動 1,000千円以内 (2)少年消防クラブ消防防災実践活動モデル 1,000千円以内	安全で災害に強い地域づくり推進事業実施要綱	少年消防クラブは少年消防クラブ活性化推進会議において選定されたモデル少年消防クラブに限る

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消防防災課	(財)日本防火協会	婦人防火クラブ員救急講習会事業	直接	<p>・地域の安心・安全の諸活動を行っている婦人防火クラブ員に対し、応急救護の技術・技能を修得させる講習会を全国で開催することにより応急手当の普及啓発に資すると共に救命率の向上に寄与する。</p> <p>・講習会の規模は概ね100人とし、受講者は当該市町村内の婦人防火クラブ員とする。</p>	10/10以内				<p>物件交付 心肺蘇生人体モデル 気道確保指導モデル AEDトレーナー 軽費助成、講習用消耗品、配付資料等 講師謝金 45,000円 通搬 8,000円 会場借上げ 45,000円 看板 10,000円 昼食代 @1,000円</p>	婦人防火クラブ員救急講習会事業実施要綱	
		民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業	直接	<p>民間防火組織等の育成強化を図るための助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する</p> <p>(1)防火防災訓練用資器材助成事業(消火訓練用放射器具・模擬消火訓練装置セット等)</p> <p>(2)防火広報用視聴覚資器材助成事業(視聴覚資器材セット)</p> <p>(3)幼年消防用活動資器材助成事業(幼年消防用鼓笛隊セット)</p>	10/10以内				<p>・宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの</p> <p>(1)防火防災訓練用資器材助成事業 600千円</p> <p>(2)防火広報用視聴覚資器材助成事業 1,000千円</p> <p>(3)幼年消防用活動資器材助成事業 400千円</p>	民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業実施要綱	



# 国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	(財)自治総合センター	コミュニティ助成事業	直接	(1)一般コミュニティ助成事業 (2)緑化推進コミュニティ助成事業 (3)自主防災組織育成助成事業→消防防災課担当事業 (4)コミュニティセンター助成事業 (5)青少年健全育成助成事業	100%以内				(1)100万円～250万円 (2)50万円～200万円 (3)30万円～200万円 (4)総事業費の3/5以内に相当する額で1,500万円を限度とする (5)30万円～100万円	コミュニティ助成事業実施要綱	
		環境保全促進事業	直接	地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業	100%以内				各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業 1. 実施団体が都道府県、市(区)町村: 200万円 2. 実施団体が地区住民のコミュニティ組織: 100万円	環境保全促進事業実施要綱	
		共生のまちづくり助成事業	直接	(1)宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの (2)助成対象事業者となる市町村が「少子・高齢化対策事業計画」又は「共生のまち推進事業計画」に基づく事業(もしくは、それと同様と認められる地方単独事業)と相まって事業効果を一層高めることが期待できる事業 (3)すべての人がいきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型社会を実現するためのモデル的な事業(ハード事業またはソフト事業)	100%以内				1団体1,000万円を限度 ただし、施設等の整備を含まない場合は500万円を限度、また、用地取得に要する経費は対象外	共生のまちづくり助成事業実施要綱	
	(財)自治総合センター	シンポジウム助成事業	直接	シンポジウム(パネルディスカッション、基調講演)と事例発表、展示会等(シンポジウムのみでも可)により、地域づくりの推進を図るもの テーマの例:循環型社会形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、住民と行政との協働等	100%以内				1事業300万円を限度 (会場借上料は当該地方公共団体の負担)	シンポジウム助成事業実施要綱	

## 国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	(財) 地域 活性化 センター	地域イベント助成事業	直接	コミュニティが主体となって実施する、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献するイベントの助成	100% 上限 100万円				地域活性化を図るためのイベントの実施に係る所要の経費(国又は県の補助金等を受けている事業は、対象外)	地域イベント助成事業実施要綱	
		地域づくりアドバイザー事業	直接	市町村等が地域の活性化を推進するため適切な助言を行う専門家等の受け入れに要する経費への助成 ・地域の総合的な振興に関する分野 ・地域経済の振興に関する分野 ・地域文化の振興に関する分野 ・情報化対策に関する分野 ・その他、健康増進福祉計画、国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策等	定額 30万円 以内				①謝金:アドバイザー1人1回につき10万円まで。 ②交通費:実費分 ③宿泊費: " ①~③の合計で30万円以内	地域づくりアドバイザー事業実施要綱	
		公共スポーツ施設等活性化助成事業	直接	公共スポーツ施設の効果的・効率的な利用システムの整備及び地域スポーツ活動の活性化に積極的・計画的に取り組む市町村が実施する特色あるソフト事業に対し助成を行う。 助成対象施設 (1)平成21年度に運営を開始する施設 (2)(1)以外の施設であって、その有効活用を促進するため、新たに特色のあるソフト事業を実施する施設 助成対象事業 (1)当該施設の効果的・効率的な利用システムの整備に係る事業 (2)当該施設において実施される地域スポーツ活動の推進や、健康増進に資するソフト事業	助成対象 経費の 100% 以内				助成額 (1)1,000万円以内 (助成期間は2ヶ年を限度とし、2ヶ年の総額で2,000万円以内) (2)100万円以内	公共スポーツ施設等活性化助成事業実施要綱	
		魅力ある商店街づくり助成事業	直接	・「商店街等振興整備対策推進要綱」に基づく計画等により、市町村が計画的に実施する商店街のイメージアップに資する施設又は設備等の整備に関する事業(ハード事業) ・宝くじの普及宣伝の効果が発揮できるもの	100% 以内				2,000万円に消費税額等を加えた額を上限とする。 (運営費、事務費等の消費的な経費、用地取得に要する経費は対象外)	魅力ある商店街づくり助成事業実施要綱	

# 国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	(財)地域活性化センター	活力ある地域づくり支援事業	直接	(1)広域連携推進助成事業 地域の特性を有効に活用し、地域間の広域的な連携を目的としたソフト事業 (2)活力ある商店街づくり助成事業 地域の特性を活かした、商店街の活性化を目的としたソフト事業 (3)地域資源活用助成事業 地域に存在する自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の地域資源の活用を図ることを目的としたソフト事業	100%以内				○宝くじ普及宣伝の効果が発揮できるもの ○他に国の補助金の交付を受けないもの ○当該年度に確実に事業を完了するもの (1)上限 300万円 (2)上限 300万円 (3)上限 300万円	活力ある地域づくり支援事業実施要綱	
		スポーツ拠点づくり推進事業	直接	全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進することを目的に、小・中・高校生が参加する全国大会を継続的に開催しようとする市町村の事業	10/10				限度額 5,000千円 (ただし、継続開催に必要な備品購入等の初期費用が含まれる場合には、初年度に限り10,000千円以内とする。) 助成期間:10年間を限度とする。	スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱	
		合併市町村住民組織活性化支援事業	直接	合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域において、住民組織等が、自主的、主体的に実施する当該地域を活性化する事業に合併市町村が補助する事業に対して助成	10/10				助成額300万円上限  平成11年度以降に合併した市町村及び平成22年度までに合併予定の市町村		

# 平成22年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置		
一般公共事業	○補助事業	( )は本来分	財政融資資金 20(3)	○財源対策債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。  ○かんまん災害対策事業分については、通常充当率分の元利償還金の57%を基準財政需要額に算入。		
	・河川	90(30)	民間等資金			
	・林道		10(2)			
	・農業農村、道路		15(3)			
	・都市計画		20(3)			
	・治山、治水		90(80)		25(3)	
	・各種災害関連 一般分					
	・各種災害関連 湛水防除(市町村)					
	・各種災害関連 激甚災害対策	90(30)	25(3)			
	・各種災害関連 現年分(かんまん災害)					
	・各種災害関連 現年分(かんまん災害を除く)	90(30)	25(3)			
	○直轄事業	90(30)	20(3)			
	・河川					
	・林道				10(2)	
	・農業農村、道路				15(3)	
	・道路(高速自動車国道建設分)				90(90)	20(3)
	・都市計画				90(30)	25(3)
	・治山、砂防				90(80)	25(3)
	・災害関連緊急					
・激甚災害対策						
公営住宅建設事業	○公営住宅法等により国の補助を受けて実施する公営住宅の建設等に係る事業等	100	財政融資資金 25(3)			
	○用地の取得造成事業		機構資金 25(5) 民間等資金			
災害復旧事業	○補助・直轄災害復旧事業	( )は過年	財政融資資金 10(2)	○元利償還金の95%を基準財政需要額に算入。 (公営住宅は除く)  ○元利償還金の47.5%~85.5%を財政力補正で基準財政需要額に算入。  ○公共土木施設等の元利償還金の66.5~95.0%を財政力補正で基準財政需要額に算入。 ○農地農林施設の元利償還金の100%を基準財政需要額に算入。		
	・公共土木施設等	100(90)				
	・農地農林施設	80(70)				
	○単独災害復旧事業	100			65	
	・公共土木施設等					
	・農林施設					
	○小災害債	100			50	
	・公共土木施設					[公共土木] 現年 10(2)
	・農地(一般被災地)					過年 9(2)
	・〃(被害激甚地)					[農地農林] 現年 4(1)
	・農林施設(一般被災地)					過年 3(1)
	・〃(被害激甚地)	80				
	○歳入欠かん等債	100			4(1)	○元利償還金の57%を特別交付税で措置。
○公営企業等災害復旧事業債	100	10(2)				
○火災復旧事業債	100		建設される施設を分類した場合に属することとなる施設の年数			

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
学校教育施設等整備事業	○建物	[補助事業分] 90	財政融資資金 25(3) 民間等資金	○通常分については政府資金に係る元利償還金の70%を、財対分については50%を基準財政需要額に算入。
	・校舎	[安全・安心な学校づくり交付金事業分] 75		
	・屋内運動場	(義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業は90)		
	・武道場	[単独事業分] 75		
	・水泳プール(屋外)	20(3)		
	・学校給食施設	20(3)		
	○用地(取得・造成)	90(義務教育施設以外75)		
○大規模改造事業	75	民間等資金		
○公立学校等デジタル放送移行対策事業	75	財政融資資金	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。	
社会福祉施設整備事業	○社会福祉施設(六法施設) ・老人福祉センター、地域福祉センター、在宅介護支援センター、保育所、児童館等 ※介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームを除く	80	民間等資金	
	○厚生文化施設 ・保健師等養成所、看護師共同利用保育施設、老人憩いの家、社会福祉士又は介護福祉士養成所及び理学療法士及び作業療法士養成所			
	○障害福祉施設(障害者自立支援法) ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・身障者更正援護施設 ・身障者総合施設 等			
○社会福祉施設に係る用地の取得・貸付等に係る事業	90			
一般廃棄物処理事業	○補助事業	90 (通常分75) (財対分15)	財政融資資金 15(3)	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。
	・ごみ処理施設整備事業(埋立処分施設整備事業を含む)			
	・し尿処理施設整備事業(地域し尿処理施設整備事業を含む)			

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
一般廃棄物処理事業	○単独事業 ・重点化等事業 ・関連単独分 ・単独事業で、ごみ処理広域化計画に基づいて実施するごみ焼却施設整備事業、1.5億円以上の基幹的設備の改造事業	90 (通常分75) (財対分15)	財政融資資金 15(3) ※改良事業については 10(2)	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。  ○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。(公害防止計画に基づいて実施する単独事業及び継ぎ足し単独分については50%)
	・継ぎ足し単独分 ・その他単独事業	75		
	○用地関係	100		
	○清掃運搬施設等整備事業 (単独事業)	75	5(1) 財政融資	
	一般補助施設整備等事業	原則として、国庫補助金を伴う事業のうち地方債計画上他の事業区分で対象とならない事業	平成22年度地方債充当率 (平成22年度総務省告示第135号)を参照	財政融資資金 民間等資金
○消防防災施設	90 (消防庁舎(広域化に係るものを除く)75)	○強化地域における地震対策緊急整備事業(消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽)に係る元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。		
○基地対策	75 (庁舎整備は70)			
○H21年度までの地域住宅交付金見合いの事業(他の事業債で対象となる施設を除く)	75	《H21年度までに着手した継続事業》 元利償還金の10%を基準財政需要額に算入。(いわゆる箱物の整備に係るものを除く)		
○H21年度までのまちづくり交付金見合いの事業(他の事業債で対象となる施設を除く)				
施設整備事業 (一般財源化分)	平成17年度及び平成18年度において廃止・税源移譲された施設整備費補助負担金等に係る事業で、従来の国庫補助負担金相当額部分(補助率かさ上げ部分を含む) ・公立学校施設整備費補助金(不適格建物改築事業に限る) ・次世代育成支援対策施設整備交付金(公立保育所に限る) ・地域介護・福祉空間整備等交付金 ・社会福祉施設等施設整備費負担金・補助金(市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る) ・消防防災設備整備費補助金	100	民間等資金	○元利償還金の100%を基準財政需要額に算入。(事業費補正)

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置		
一般単独事業 〔一般分〕	○石綿対策事業	95	民間等資金	○元利償還金の40%を基準財政需要額に算入。  ○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。  ○元利償還金の30%が普通交付税の基準財政需要額に算入される(消防広域化事業に限る)。  ○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。  ○必要に応じて特別交付税措置を講じる。		
	○中心市街地再活性化等特別対策	75				
	○庁舎整備	70				
	○新エネルギー・省エネルギー対策・太陽光発電、風力発電、ソーラーシステム等	90				
	○消防・防災施設	90 (消防庁舎(広域化に係るものを除く)75)				
	○公共施設等デジタル放送移行対策事業	75				
	○第三セクター等改革推進	100				
	○その他事業 ・文教施設(図書館、博物館等) ・土木施設(排水路整備等) ・社会労働施設(公民館、集会場等) ・産業経済施設(試験研究施設等) ・レクリエーション、スポーツ施設(長距離自然歩道、歩道) ・通信施設(有線放送等) ・その他	75				
	〔河川等分〕	○通常事業分			70	機構資金 民間等資金
	○臨時事業分	95				
〔地域活性化事業〕	○循環型社会の形成 ・自然再生・地球温暖化対策事業 太陽光発電システム、省エネルギー改修、低公害車の導入、地域木材を利用した施設の整備、都市緑化のための植樹、植栽等  ・国土保全対策事業 森林の取得、農地整備事業、耕作放棄地等の取得・整備事業、都市交流施設等整備事業、農山漁村の景観保全事業等	90	機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。		

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置			
〔地域活性化事業〕	○自給型地域経済の創造 ・地域資源活用事業 ベンチャー支援、創業支援のための施設整備、農林水産物の加工場、直販施設の整備等	90	機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。			
	・地域情報通信基盤整備事業 公共施設等を接続するネットワークの整備、条件不利地域における加入者系光ファイバ網等の整備、行政情報の提供等を目的とするケーブルテレビの整備等						
	○人材力の活性化 地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備、地場産業後継者の育成・支援施設等の整備等						
	○地域の歴史文化資産の活用 地方指定文化財・国指定文化財・国登録有形文化財の保存・周辺整備等						
	○いのちと生活を守る安心の確保 ユニバーサルデザインによるまちづくり、地域の少子高齢化を支える保健福祉施設整備等						
	○防災基盤整備事業 ・単独事業として実施する防災拠点施設、防災情報通信施設などの防災基盤の整備事業				75(特に推進すべき事業は90)	機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。(特に推進すべき事業は50%)
	○公共施設等耐震化事業 ・単独事業として実施する大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業				90		○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。
○自然災害防止事業 ・災害発生の予防、災害拡大の防止対策として行う事業(治山・砂防・地滑り・河川・急傾斜地崩壊・ため池・道路防災等)	100	○元利償還金の28.5%~57%を財政力に応じて基準財政需要額に算入。					
〔地方道路等整備事業〕	○通常事業分	70	機構資金 20(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入(継続事業に限る)。			
	○臨時事業分 ・一般事業	95		○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入(継続事業に限る)。			
	・地方特定道路整備事業 ・ふるさと農道・林道緊急整備事業	90 (通常分75) (財対分15)		○通常分については元利償還金の30%を、財対分については50%を基準財政需要額に算入。			

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
〔旧合併特例事業〕(旧法分)	○旧市町村合併特例事業 ・旧法に基づき合併した市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業 ・市町村振興のための基金の積み立て	95 100(上下水等公営企業への出資金等で特に必要と認められたもの)	機構資金 民間等資金	○元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
	〔旧合併特例事業〕(現行法(改正前)分)	○旧市町村合併推進事業 ・県合併推進構想の対象市町村の区域において、構想対象市町村が連絡調整して一体的に実施する事業 ・構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する補助事業または単独事業		
〔地域総合整備資金貸付事業〕	○地域の振興・活性化を図るため地方公共団体が地域総合整備事業団(ふるさと財団)の支援を得て、民間事業活動等に対して行う資金の貸付事業	100	民間等資金 15(5)	○地方公共団体の利子負担75%(用地取得費に係る部分については50%)を基準財政需要額に算入。
辺地対策事業	○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に規定する総合整備計画に基づいて実施する事業	100	財政融資資金 10(2) 診療所については 30(5)	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入。
過疎対策事業	○過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業	100	財政融資資金 12(3) 病院、診療所及び職員施設については 30(5)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
公共用地先行取得等事業	○将来、公共用若しくは公用に供することが明らかな用地又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地(用地特別会計で取得するもの)で、施設整備の基本的内容が定まっているものであって、起債同意等申請年度以降10年度以内に事業の用に供するもの。	100	民間等資金 ①用地特別会計の場合10年以内 ②一般会計(用地特別会計を設置しないことにつきやむをえない場合)・充当率100%及び償還期限15年以内・上物の事業債の充当率及び償還期限	○土地開発公社健全化計画により取得する場合には利子支払額の1/2(起債同意等額の2%を上限)を特別交付税により措置。

起債書業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
行政改革推進債	○自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設等の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲で地方債を充当することが可能なもの。  ○地方財政法第5条但し書きに定める事業の内、普通会計に係る事業の通常債の充当残部分に充当	100	民間等資金	
水道事業(上水道事業)	○一般会計出資債(水源開発事業、広域化事業、上水道未普及地域解消事業、安全対策事業)	100	財政融資資金 30(5) 機構資金 30(5) 民間等資金	○一般会計出資債の元利償還金の45%を基準財政需要額に算入。
	○水道事業に必要な施設(取水施設、送導水施設、浄水施設、配水施設等)			
	○その他(鉛製給水管更新事業、水道庁舎公舎、用地取得費、取付道路、事務費等)			
	○用途廃止施設の処分	100	民間等資金	
水道事業(簡易水道事業)	○井戸、集水理渠、貯水池、取水ポンプ、その他取水に必要な施設	補助事業 地方負担額の100(うち臨時措置分10)  単独事業 対象事業費の100(うち臨時措置分10)	財政融資資金 30(5) 機構資金 30(5) 民間等資金	○一般分に係る元利償還金については、その2分の1の45%を元利償還金ベースで、2分の1の55%を給水人口ベースで、基準財政需要額に算入。 ○臨時措置分については、元利償還金の全額を基準財政需要額に算入。
	○導水管、送水管、その他導送水に必要な施設			
	○沈でん池、ろ過池、滅菌装置、その他浄水に必要な施設			
	○無水源地域簡易水道連絡管、配水池、配水管並びにその他配水に必要な施設			
	○その他(用地費及び補償費、鉛製給水管更新事業、事務費、門、さく、堀等)	100	民間等資金	
○用途廃止施設の処分				

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
病院事業	○病院、診療所、その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等 ○医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等  建設改良費等のうち、平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、次に掲げる区分による  a 一般分 病院等の施設整備費のうち、特定分に係るもの以外の額  b 特定分 病院等の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分に相当する額	100	財政融資資金 病院、診療所、職員宿舎、看護師宿舎 30(5) 機械器具 5(1) 機構資金 病院、診療所、職員宿舎、看護師宿舎 30(5) その他 10(2) 民間等資金	○平成13年度以前着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金×2/3×0.6 ○平成14年度の着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金×2/3×0.45(別途、病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される) ○平成15年度以降に同意等が行われた企業債の元利償還金×1/2×0.45(別途、病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される) ※ 特定分(建物の建築単価が30万円/㎡を上回る部分に相当する額)については、普通交付税措置対象となる病院事業債から除外される。
介護サービス施設整備事業	○介護報酬で運営される次の施設の建設改良費等(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、職員宿舎) ○介護のために必要な機械器具の整備費等	100	財政融資資金・ 機構資金 介護老人保健施設、訪問看護ステーション 30(5) その他の施設 20(3) 民間等資金	
地域開発事業	○内陸工業用地等造成事業	100	民間等資金	
	○流通業務団地造成事業			
	○都市開発事業			
	○住宅用地造成事業			
下水道事業	○公共下水道・特定環境保全公共下水道(主要な管渠、終末処理場及びこれらを補充するポンプ施設等)	100	財政融資資金 30(5) 機構資金 30(5) 民間等資金	○処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金(単独用地費、下水道展示施設の設置に要する分を除く。)を普通交付税の基準財政需要額に算入(事業費補正分:44%~16% 単位費用算入分:5%)
	○流域下水道の市町村負担金			
	○公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道及び農業集落排水施設に係る建設元金・建設利息等(資本費平準化債) ・未稼動分(供用開始前の企業債元利償還金相当額) ・未利用分(供用開始後の企業債利息相当分) ・拡大分(供用開始後の施設に係る当該年度の企業債元金償還金相当額から減価償却費相当額を差し引いた額)			

起債書業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
下水道事業	○農業集落排水施設 ・農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱・村づくり交付金実施要綱又は農村振興総合整備事業実施要綱による農業集落排水施設整備事業に係る施設	100	財政融資資金 30(5) 機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金を基準財政需要額に算入 (事業費補正分:44% 単位費用算入分:5%)  ○小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設については一般会計からの繰出しに代えて臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置し、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入。
	○林業集落排水施設 ・美しいむらづくり総合整備事業実施要綱、むらづくり交付金実施要綱によるもの ・里山エリア再生交付金事業実施要綱によるもの			
	○簡易排水施設 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱等によるもの			
	○小規模集合排水処理施設 ・小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱によるもの			
	○特定地域生活排水処理施設 ・浄化槽市町村整備推進事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱による個別浄化槽			
	○個別排水処理施設 ・個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別浄化槽			
	○コミュニティ・プラント(本体施設・付属施設・改造事業・用地)	95 ※一般廃棄物処理事業債で措置	財政融資資金 15(3) ※改造事業については10(2) 民間等資金	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。
○汚水処理施設整備交付金事業 ・地域再生法に基づく汚水処理施設整備交付金を充てて行うもの	通常分の充当率を適用	財政融資資金 30(5) 機構資金 30(5) 民間等資金	○対象事業と同様の措置	
観光その他事業	○観光施設事業 ・宿泊施設 ・温泉施設 等の施設の整備事業	100	機構資金 駐車場 20(3) その他 10(3) ※一部例外施設あり 民間等資金	
	○駐車場整備事業			
	○産業廃棄物処理施設等の整備事業			
	○その他事業 ・CATV ・墓園 等の施設の整備事業			

起債書業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
臨時財政対策債	○普通交付税の基準財政需要額からの縮減額相当額 ・起債の対象額は、地方財政法第33条の5の2第1項に基づき算出した額	100	財政融資資金 20(3) 民間等資金	○起債可能額の全額が起債されたものと見なして、元利償還金相当額の100%を基準財政需要額に算入。
第三セクター等改革推進債 (平成25年度までの特例措置)	○対象団体 公営企業の廃止、土地開発公社等の解散又は業務の一部廃止、損失補償を行っている法人等の解散もしくは事業の再生への取り組みが将来の健全な財政運営に資すると認められる場合。 ○対象経費 ・公営企業の廃止に伴う施設等の撤去、原状回復に要する経費 ・公営企業の廃止に伴う地方債の繰上償還に要する経費 ・土地開発公社等の解散等を行う場合に必要となる債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費 ・損失保証を行っている第三セクター、地方住宅供給公社が法的整理等を行う場合に必要となる損失補償に要する経費 ・第三セクター、地方公社に係る地方公共団体からの短期貸付金の整理に要する経費 等	100	民間等資金 償還は10年以内を基本とする。	※発行に係る地方公共団体の利子負担額について、必要に応じて特別交付税措置の対象とすることとされているが、具体の対象等については検討中。



# 平成22年度市町村振興資金貸付対象事業

資金名		対象事業	充当率	貸付利率	元利補給金率	償還期間	貸付額（百万円）	
							H22	H21
市町村振興資金	百花繚乱まちづくり推進資金	特別分	75%	貸付日現在における財政融資資金（償還期限10年）の0.5ポイント減（下限0.1%）	元利償還金の20% （ただし、景観形成地域における景観形成関連公共施設整備事業は40%）	10年	280	280
		一般分	75%	特別分の1/2 （小数点以下第2位切り捨て） （下限0.1%）	---	10年	1,400	1,400
	合併推進資金	・合併関連公共施設整備事業	75%	貸付日現在における財政融資資金（償還期限10年）の0.5ポイント減（下限0.1%）	元利償還金の35%	10年	300	300
	リニアモーターカー関連事業資金	・リニアモーターカー山梨実験線の建設に関連する公共施設整備事業	100%	百花繚乱まちづくり推進資金特別分の1/2 （小数点以下第2位切り捨て） （下限0.1%）	元利償還金の60%	10年	100	100
	小計						2,080	2,080
辺地振興資金	・要綱で規定する辺地（準辺地）を有する市町村について、その辺地地域の公共施設整備事業 （国の制度に基づく辺地を除く）	100%	百花繚乱まちづくり推進資金特別分の1/2 （小数点以下第2位切り捨て） （下限0.1%）	---	10年	100	100	
過疎地域振興資金	・要綱で規定する過疎地域の市町村の公共施設整備事業 （国の制度に基づく過疎地域を除く。）	100%	百花繚乱まちづくり推進資金特別分の1/2 （小数点以下第2位切り捨て） （下限0.1%）	---	10年	150	150	
合計							2,330	2,330

# 市町村への貸付金

その他の貸付金

貸付金名	対象事業	償還方法
(財)山梨県市町村振興協会「短期貸付」	○災害時における市町村の緊急融資事業	同一会計年度内
(財)山梨県市町村振興協会「長期貸付」	○災害時における市町村の緊急融資事業	5年償還(うち1年据置) 12年償還(うち2年据置)
	○一般単独事業及び市町村合併特例事業等	15年償還(うち3年据置)

平成22年度

市町村への国県支出金の概要  
平成22年7月 発行

編集 山梨県総務部市町村課  
甲府市丸の内1丁目6-1  
電話055-237-1111(代)